

## 第1節 政府の総合的な取組

### 1 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に係る予算について、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめています。平成28年度予算における環境保全経費の総額は、前年度比18.1%増の2兆1,337億円となりました ([http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/keihi.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/keihi.html))。

### 2 環境基本計画の進捗状況の点検

中央環境審議会は、環境基本計画に基づく施策の進捗状況等を点検し、政府に報告しています。平成27年は、第四次環境基本計画の第3回目の点検として、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」、「水環境保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」の分野及び東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項における施策の進捗状況を点検しました。その点検結果は、平成27年12月の閣議において報告されました。

「第3回点検結果」[http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/plan/plan\\_4\\_check.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_4_check.html)

### 3 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

化学物質による健康や生態系への影響、地球温暖化による環境への影響等、環境問題の多くには科学的な不確実性があります。しかし、一度問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性があります。このため、環境影響が懸念される問題については、科学的証拠が欠如していることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきです。この予防的取組は、第四次環境基本計画においても「環境政策における原則等」として、位置付けられており、様々な環境政策における基本的な考え方として取り入れられています。関係府省は、第四次環境基本計画に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

### 4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、環境省は平成26年8月に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」(<http://www.env.go.jp/press/files/jp/24949.pdf>)を取りまとめました。そこでは、電気自動車 (EV) や燃料電池車 (FCV) とその充電ステーションや水素ステーションの普及及びこれらに係る技術開発、大会関連施設の低炭素化の促進、ヒートアイランド対策の推進、良好な大気・水環境の実現、食品ロスの削減やドーピング検査に使用する注射針等の円滑な処理等を含めた各種の対策を進めていくなどの3R等の徹底、我が国の環境先進性を国

内外に広くPRするための環境情報の発信等について述べています。

平成27年度、環境省は、新たに開催した「持続可能な東京都市圏づくりに関する懇談会」での意見を受けつつ、東京都市圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）における環境対策モデル分析を行いました（[http://pwcms.env.go.jp/policy/olypara/moderubunseki/post\\_2.html](http://pwcms.env.go.jp/policy/olypara/moderubunseki/post_2.html)）。具体的には、2020年（平成32年）、2030年（平成42年）及び2050年（平成52年）における将来の環境負荷並びに対策の効果及び経済への影響を総合的に推計しました。これにより、これまで推計ができなかった、地球温暖化とヒートアイランド現象のような異なる環境問題について、分野間の相互効果も含めた多面的な分析が可能となるとともに、都市のコンパクト化による環境負荷の変化を明らかにしました。今後、この結果が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした環境対策を具体的に進める上での一助となることが期待されます。

## 第2節 経済・社会のグリーン化の推進

### 1 経済的措置

#### (1) 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-2-1のとおりでした。

表6-2-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

日本政策金融公庫	産業公害防止施設等に対する特別貸付 環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通
独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資制度	騒音、ばい煙等の公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で適地に移転する工場の集団化事業等に対する都道府県を通じた融資等
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）による事業者負担金に対する融資

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

#### (2) 税制上の措置等

平成27年度税制改正において、[1] 地球温暖化対策のための税の着実な実施、[2] 車体課税のグリーン化の強化、[3] 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長及び拡充（贈与税）、[4] 住宅ローン減税の延長（所得税）、[5] 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除制度の延長（所得税）、[6] 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例制度の延長（所得税）、[7] 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）、[8] 有害鳥獣捕獲従事者等に係る狩猟税の減免措置（狩猟税）、[9] 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の延長（法人税、所得税）、[10] コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）、[11] 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）、[12] 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（法人税、所得税、法人住民税）等の措置を講じました。

#### (3) 地方公共団体における環境関連税の導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は処分量を課税標準とする税については、27の都道府県及び1の政令市で導入されています。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

また、森林環境税や森づくり税など、名称こそ違えど、森林整備等を目的とする税が35の県及び1の政令市で導入されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

## 2 環境配慮型製品の普及等

### (1) グリーン購入

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく基本方針に即して、国及び独立行政法人等の各機関は、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

また、グリーン購入の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国8か所において開催しました。

そのほか、地方公共団体等でのグリーン購入を推進するため、マニュアル等の作成や実務支援等による普及・啓発活動を行っています。

さらに、国際的なグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入に関する世界各国の制度・基準についての情報を収集するとともに、ヨーロッパや東南アジア諸国連合（ASEAN）地域のグリーン公共調達及び環境ラベルの担当者を招聘し、シンポジウムの開催等を行いました。

### (2) 環境配慮契約

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）（環境配慮契約法）に基づく基本方針に従い、国及び独立行政法人等の各機関は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しました。

また、環境配慮契約の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国8か所において開催しました。

そのほか、地方公共団体等での環境配慮契約の推進のため、マニュアル等の作成や実務支援等による普及・啓発活動を実施しています。

### (3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。日本で唯一のタイプⅠ環境ラベル（ISO14024準拠）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、平成27年3月末現在、エコマーク対象商品類型数は58、認定商品数は5,486となっています。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプⅡ環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。また、適切な環境表示の在り方をまとめた「環境表示ガイドライン」等についてのパンフレットを作成・配布しました。

なお、製品の環境負荷を定量的に表示するタイプⅢ環境ラベル（ISO14025準拠）にはカーボンフットプリント（CFP）制度等があり、平成27年3月末現在のCFP宣言認定製品数は1,054件となっています。

### (4) 標準化の推進

日本工業標準調査会（JISC）は、平成27年度はJIS Q14001（環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引）の改正を行いました。

### 3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

#### (1) 環境マネジメントシステム

ISO14001を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」について、環境配慮経営ポータルサイト ([http://www.env.go.jp/policy/keiei\\_portal/about/](http://www.env.go.jp/policy/keiei_portal/about/)) 等を通じての認知向上と普及・促進を行いました。この結果、平成27年3月末現在、エコアクション21の認証登録件数は約7,500件となりました。また、同制度の有効性をより高めることを目的に、同ガイドラインの改訂に向けた基礎的な調査検討を行いました。

#### (2) 環境会計

事業者が行う環境保全活動をより効率的かつ効果的に測定評価できるよう、現行の「環境会計ガイドライン2005年版」の改訂に向けて、国内における利活用の実態や、環境負荷の実態を定量的に評価する国際的な新たな手法等の基礎的調査を行いました。

#### (3) 環境報告書

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。環境報告書の作成・公表及び利用活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」(<http://www.env.go.jp/policy/envreport/>)を運用しました。また、民間企業・団体の環境報告書を検索可能な形で搭載したウェブサイトとして「環境報告書プラザ」(<https://www.ecosearch.jp/ja/>)を運用しました。

また、環境報告書の表彰制度である環境コミュニケーション大賞において、優れた報告書の表彰を行いました。

そのほか、環境情報が投資判断の一要素として利用されつつあることを踏まえ、主として投資家等が利用することを前提とした「環境情報開示基盤」の技術的実証を行いました。

#### (4) 公害防止管理者制度

各種公害規制を遵守し、公害防止に万全を期すため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）によって、一定の条件を有する特定工場には、公害防止組織の整備として、公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者及び公害防止に関する技術的な事項を管理する国家資格を有する公害防止管理者等を選任し、都道府県知事等への届出が義務付けられています。

資格の取得方法は、国家試験の合格、又は資格認定講習の修了の2種類があり、国家試験は昭和46年度から実施され、平成27年度の合格者数は6,525人、これまでの延べ合格者数は35万8,210人です。

また、資格認定講習は、一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者を対象として、昭和47年度から実施され、平成27年度の修了者数は2,185人、これまでの修了者数は27万495人です。

### 4 環境金融の促進

民間資金を環境分野へ誘引する観点からは、金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することが重要です。そのため、以下に掲げる取組を行いました。

### (1) 環境関連事業への投融資の促進

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶことなどに起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資による支援を行いました。

また、低炭素機器をリースで導入した場合のリース事業者に対するリース料の助成事業を引き続き実施したほか、再生可能エネルギー事業への融資実績の乏しい地域金融機関向けに事業性評価に関する研修会の開催、事業性評価の手法等を解説した手引き（風力発電事業編・小水力発電事業編）の更新等、地域金融機関における事業性評価の能力向上の支援を行いました。さらに、機関投資家や個人を含めた幅広い投資家による環境投資を促進するための更なる方策を検討しました。

株式会社日本政策金融公庫においては、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

### (2) 金融市場を通じた環境配慮の織り込み

金融機関が企業の環境配慮の取組全体を評価し、その評価結果に応じて低利融資を行う環境格付融資や、事業に伴う環境影響について融資先に調査等を求める環境リスク調査融資を促進するとともに、温暖化対策に資する設備投資を加速するため、利子補給事業を実施しました。また、我が国のESG投資（環境・社会・企業統治という非財務項目を投資分析や意思決定に反映させる投資）の実態調査・課題整理や融資先の環境経営の取組度と信用力等に関する検討等を行いました。

### (3) 環境金融の普及に向けた基礎的な取組

金融機関が自主的に策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」（平成28年3月31日現在200機関が署名）について、引き続き事務局として支援を行いました。また投融資判断に資する企業の環境情報の提供促進について検討を行いました。

## 5 その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであり、同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、環境省の調査によれば、平成26年の市場規模は約105兆円、雇用規模は約256万人となっています（表6-2-2）。環境ビジネスの市場規模は、2009年（平成21年）に世界的な金融危機で落ち込んだものの、それ以降は着実に増加しています。

また、平成22年12月より、年に2回、企業を対象に、環境ビジネスの景況感等についての調査を行う「環境経済観測調査」を行っています。平成27年12月の調査結果によると、環境ビジネス実施企業の環境ビジネスに係る業況DI<sup>※</sup>は「21」と、前回の平成27年6月調査の業況DI「22」とほぼ同様で、他のビジネス実施企業も含めた全企業のDI「15」との比較では上回っており、引き続き業況は好調さを維持しています。また、前回調査同様、先行きについては、半年先、10年先共に引き続き良くなるとの見通しを維持しており、特に「地球温暖化対策」分野の業況DIが全体を牽引しています。

注：「※」 DI：Diffusion Index。「良い」と回答した割合－「悪い」と回答した割合、%ポイント。

表6-2-2 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状

市場規模（兆円）		雇用規模（万人）	
平成16年	平成26年	平成16年	平成26年
72	105	198	256

資料：環境省

## 6 社会経済の主要な分野での取組

### (1) 農林水産業における取組

持続可能な農業生産を支える取組の推進を図るため、化学肥料、化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する直接支援を引き続き行いました。

また、環境と調和の取れた農業生産活動を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着や、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の普及推進、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組等の支援、施設等の整備に関する支援を引き続き行いました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備を促進するとともに、計画的な保安林の配備の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理に努めるほか、関係省庁の連携の下、木材利用の促進を図りました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流等による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理措置等を内容とする資源管理計画に基づく取組を支援しました。さらに、沿岸域の藻場・干潟の造成等生育環境の改善を実施しました。また、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進しました。

### (2) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車一台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づき、自動車からの窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び粒子状物質（PM）の排出量の削減に向けた施策を実施しました。

#### ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、大型車について低公害性の抜本的な改良を目指すため、高効率次世代ディーゼルエンジン、大型液化天然ガス（LNG）自動車といった次世代大型車関連の技術開発及び実用化の促進を図るための調査研究を行いました。

また、交通分野において、早期の社会実装を目指したエネルギー起源二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を抑制する技術の開発及び実証事業として、電動バスや水素循環型社会実現に向けた燃料電池ゴミ収集車の技術開発・実証等を行いました。

さらに、車両導入に対する各種補助、自動車税のグリーン化及び自動車重量税・自動車取得税の免除・軽減措置等の税制上の特例措置並びに政府系金融機関による低利融資を講じ、次世代自動車の更なる普及促進を図りました。

#### イ 交通管理

新交通管理システム（UTMS）の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、光ビーコン等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。また、交通公害低減システム（EPMS）を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、道路交通情報通信システム（VICS）車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共交通機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム（PTPS）の整備等を推進しました。また、都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、違法駐車取締りの推進、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用等のハード、ソフト一体となった駐車対策を推進しました。

## ウ 公共交通機関の利用促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道等の公共交通機関利用への転換を促進するため、交通系ICカードの導入、バスロケーションシステムの普及促進、高速輸送バスシステム（BRT）の整備等、バスの利用促進策を講じました。また、都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良など既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることや駅のバリアフリー化を推進することにより利用者利便の向上策を講じました。

また、事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度の普及・促進を図り、平成28年3月末現在で644事業所を認証するなど、マイカーから公共交通機関等への利用転換の促進を図りました。

## 第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

### 1 グリーン・イノベーションの推進

#### (1) 環境研究・技術開発の実施体制の整備

##### ア 研究開発の総合的推進

第4期科学技術基本計画（計画年度：平成23年度～平成27年度）では、科学技術政策と科学技術の成果を新たな価値創造に結び付けるイノベーション政策とを一体化した科学技術イノベーション政策を全面に押し出し、従来の「分野別推進戦略」から国が取り組むべき政策課題をあらかじめ設定する「課題解決型推進戦略」に転換しています。環境・エネルギー分野でのイノベーションを目指すグリーン・イノベーションでは、エネルギーの安定確保、気候変動問題への対応を喫緊の課題としています。

グリーン・イノベーションでは、まず目指すべき社会の姿を「自然と共存し持続可能な環境・エネルギー先進国」とし、次にその実現に必要な政策課題を、クリーンエネルギー供給の安定確保、分散エネルギーシステムの拡充、エネルギー利用の革新、社会インフラのグリーン化、と設定しています。さらに、例えば政策課題「社会インフラのグリーン化」の解決のために最優先で進めるべき重点的取組としては「地域特性に応じた自然共生型のまちづくり」を設定するという手順で、個別施策の提示の前に全体設計をしています。

また、中央環境審議会では、現下の環境分野の政策動向や社会の状況等を踏まえつつ、中長期の目指すべき社会像を想定した上で、この5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題や、その効果的な推進方策について提示する「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（答申）を平成27年8月に取りまとめました。

##### イ 環境省関連試験研究機関における研究の推進

###### (ア) 国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所では、環境大臣が定めた第3期中期目標（平成23年度～平成27年度）

と第3期中期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、また、政策貢献型の研究機関としての役割を果たすため、環境研究の柱となる8の研究分野（[1] 地球環境研究分野、[2] 資源循環・廃棄物研究分野、[3] 環境リスク研究分野、[4] 地域環境研究分野、[5] 生物・生態系環境研究分野、[6] 環境健康研究分野、[7] 社会環境システム研究分野、[8] 環境計測研究分野）を設定し、それらを担う研究センターにおいて、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に研究を推進しました。特に、課題対応型研究としては、緊急かつ重点的な研究課題や次世代の環境問題に先導的に取り組む研究課題として、10の研究プログラムを推進しています。さらに、長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備として、地球環境の戦略的モニタリングや、「子どもの健康と環境に関する全国調査」の総括的な管理・運営等を進めました。また、環境の保全に関する国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」（<http://tenbou.nies.go.jp/>）によってインターネット等を通じて広く提供しました。

東日本大震災等の災害と環境に関する研究として、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理処分技術・システムの確立や、放射性物質の環境動態解明、放射線被ばく量の評価、生物・生態系への影響評価、災害後の地域環境の再生・創造等に関する調査・研究を実施しました。

#### （イ）国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、平成27年4月に今後5年間の実施計画「中期計画2015」を策定しました。「中期計画2015」における調査・研究分野とそれに付随する業務に関する重点項目は、[1] メチル水銀の健康影響、[2] メチル水銀の環境動態、[3] 地域の福祉向上への貢献、[4] 国際貢献とし、中期計画の一年目の研究及び業務を推進しました。

特に、地元医療機関と連携し、脳磁計（MEG）・磁気共鳴画像診断装置（MRI）を活用したヒト健康影響評価及び治療に関する研究やメチル水銀中毒の予防及び治療に関する基礎研究の基盤作りを行うとともに、国内外諸機関と連携し、環境中の水銀モニタリング及び水俣病発生地地域の地域創生に関する調査・研究の基盤作りを進めました。

また、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）締結を踏まえ、水銀分析技術の簡易・効率化を進め、開発途上国に対する技術移転のために開発途上国に対し研究者の派遣を行うなどの国際貢献を進めました。

さらに、国外の研究者を受け入れて、メチル水銀のヒトへの健康に及ぼす影響に関する共同研究や水銀分析技術を中心とした研修を実施するとともに、国際水銀会議でのワークショップを主催するなど、WHO研究協力センターとしての役割を果たしました。

あわせて、これらの施策や研究内容について、国立水俣病総合研究センターウェブサイト（<http://www.nimd.go.jp/>）上で具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

#### ウ 各研究開発主体による研究の振興等

文部科学省では、先進環境材料分野、植物科学分野、環境情報分野において大学等のネットワークを構築し、組織横断的な教育・研究活動や施設・設備の共同利用、産学連携プラットフォームの構築等を推進しました。大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を横断的に取り入れた地球環境問題の解決に資する研究プロジェクトの推進や科学研究費助成事業による研究助成等、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するほか、環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図りました。

## (2) 環境研究・技術開発の推進

環境研究総合推進費では、環境政策への貢献をより一層強化するため、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を明確化し、本年度よりその中に地方公共団体がニーズを有する研究開発テーマも組み入れました。重点施策としては、戦略研究プロジェクト「気候変動の緩和策と適応策の統合的戦略研究」を開始しました。また、地球温暖化の防止に関する研究の中で、各府省が中長期的視点から計画的かつ着実に関係研究機関において実施すべき研究を、地球環境保全試験研究費により効果的に進めました。

総務省では、国立研究開発法人情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載二周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる風速や温室効果ガスの高精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のために必要な次世代ドップラーレーダ技術、大気微量物質等を計測する高周波センシング技術、天候等に左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表面可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、情報通信ネットワーク設備の大容量化に対し、環境負荷を増やさず飛躍的大容量を可能にするフォトニックネットワーク技術の研究開発を実施しています。

農林水産省では、国産バイオ燃料の利用促進を図るため、バイオエタノールの生産コストを大幅に削減する技術開発を進めるとともに、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術の開発及び影響評価に基づく地球温暖化の進行に適応した生産安定技術の開発について推進しました。さらに、これらの研究開発に必要な生物遺伝資源の収集・保存や特性評価等を推進しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた被災地において、農業者が早期に、安心して営農を再開できるようにするため、果樹・牧草の生産技術等の開発、カリ施用からの卒業に向けた土壌リスク評価技術の開発、除染後農地の省力的維持管理技術の開発、農地への放射性セシウム流入防止技術の開発及び放射性セシウム吸収抑制メカニズムの解明を行いました。

さらに、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析や効率的に放射性物質を測定するための技術の検証・開発等を推進しました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発を実施しました。また、バイオテクノロジーの適切な産業利用のための遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行うなど、事業環境の整備を実施しました。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、様々な対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の運用や、地球温暖化対策に資するCO<sub>2</sub>の吸収量算定手法の開発等を実施しました。低炭素・循環型社会の構築に向け、下水道革新的技術実証事業（B-DASH）等による下水汚泥有効利用等の新技術の開発と普及を推進しました。

文部科学省と経済産業省は連携して、「元素戦略／希少金属代替材料開発プロジェクト」を推進しました。文部科学省は「元素戦略プロジェクト」の中で、物質・材料の特性・機能を定める元素の役割を解明し利用する観点から、希少元素をユビキタス元素で代替し新しい材料の創製につなげる研究開発を現在も継続して推進しています。一方、経済産業省は、「希少金属代替材料開発プロジェクト」で、白金族、タングステン等の希少金属代替・低減、省エネ材料の開発に資する実用化助成事業等を実施しました。

## (3) 環境研究・技術開発の効果的な推進方策

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の実用化・導入普及を進めるため、「CO<sub>2</sub>排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」において、重量車のCO<sub>2</sub>削減対策上不可欠な大型路線用燃料電池バスの開発や、電力消費量が大きい上水道施設対策に必要な高効率・低コストの管水路用水力発電技術の開発等、全体で41件の技術開発・実証研究事業を実施しました。また、二酸化炭素回収・貯留（CCS）技術の導入に向けて、回収されたCO<sub>2</sub>を船舶（シャトルシップ）で海上輸送し、海底下に圧入・貯留するシス

テムの検討等を行いました。

文部科学省では、東日本大震災の被災地の復興と我が国のエネルギー問題の克服に貢献するため、[1] 福島県への革新的エネルギー技術研究開発拠点の形成、[2] 被災地の大学等研究機関の強みをいかしたクリーンエネルギー技術の研究開発を推進しました。また、先端的低炭素化技術開発では、抜本的な温室効果ガスの排出削減を実現するため、従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術について、競争的環境下で新たなシーズを公募し、研究開発を推進しました。

省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、クリーンコールテクノロジーの開発を実施するとともに、分離回収したCO<sub>2</sub>を地中へ貯留するCCSに関わる技術開発を実施しました。先進的な環境技術の普及を図る、環境技術実証事業では、中小水力発電技術分野やヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）など計8分野を対象とし、対象技術の環境保全効果等を実証しました。また、これまでに実証した技術について、成果を発表し、技術の普及を図るため、ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）や展示会等での紹介を行いました。

地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費に係る研究成果については、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/gaiyou/>）において、研究成果及びその評価結果等を公開しました。

なお、環境研究総合推進費については、前述の「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」において、研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築が求められています。また、平成20年に成立した、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第27条第1項において、「国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限り、これを独立行政法人に移管するものとする」と規定されています。

これらのことを踏まえ、環境の保全に関する研究及び技術開発の効率的・効果的な推進に向け、その配分業務等の一部を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるため、「独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案」が平成28年2月9日に閣議決定され、第190回国会にて審議がなされているところです。

また、地球温暖化対策技術開発・実証研究事業及びCO<sub>2</sub>排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業についても、環境省ウェブサイトにおいて成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化対策技術開発成果発表会」を開催し、一般向けに広く情報提供を行いました。

## 2 官民における監視・観測等の効果的な実施

### (1) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁は世界気象機関（WMO）の枠組みで地上及び高層の気象観測や地上放射観測を継続的に実施するとともに、全球気候観測システム（GCOS）の地上及び高層や地上放射の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候観測データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候観測データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、温室効果ガスなど大気環境の観測については、国立研究開発法人国立環境研究所及び気象庁が、温室効果ガスの測定を行いました。国立研究開発法人国立環境研究所では、波照間島、落石岬、富士山等における温室効果ガス等の高精度モニタリングのほか、アジア太平洋を含むグローバルなスケールで民間航空機・民間船舶を利用し大気中及び海洋表層における温室効果ガスの測定を行うとともに、陸域生態系における炭素収支の測定を行いました。これら観測に対応する国際的な標準ガス等精度管理活動にも参加しました。また、気候変動による影響把握の一環として、サンゴや高山植生のモニタリングを行いました。気象庁

では、WMOにおける全球大気監視計画（以下「GAW計画」という。）の一環として、温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線及び大気混濁度等の定常観測を東京都南鳥島等で行っているほか、航空機による北西太平洋上空の温室効果ガスの定期観測を行っています。さらに、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測を実施しています。これらの観測データについては、定期的に公表しています。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」や観測機器等を用いて、海洋の熱循環、物質循環、生態系等を解明するための研究、観測技術開発を推進しました。また、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、国際協力の下、海洋自動観測フロート約3,000個を全世界の海洋で稼働させ、地球規模の高度海洋監視システムを構築する「アルゴ (Argo) 計画」を推進しました。第57次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。また、北極域における大気・海洋の研究・観測を強化し、地球環境や生態系の変化の解明に努めるとともに、北極域の環境変動メカニズムの解明を図る北極気候変動プロジェクトを推進しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「地球温暖化予測情報」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動等を更に精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、全球降水観測計画 (GPM) 主衛星搭載の我が国の二周波降雨レーダ (DPR) や米国地球観測衛星 (Aqua) 搭載の我が国の改良型高性能マイクロ波放射計 (AMSR-E) から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。さらに、環境省、国立研究開発法人国立環境研究所及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) の観測データの検証、解析を進め、全球の温室効果ガスの濃度分布、月別・地域別の吸収・排出量の推定結果等の一般提供を行いました。「いぶき」観測データの解析により、地球大気全体の平均二酸化炭素濃度の算出を行い、その結果を公表するとともに、世界の人口密集地域、大規模な農業地域、天然ガス・石油の生産・精製地域等の人為起源メタン排出地域でその周辺よりもメタン濃度が高い傾向が見られることを明らかにしました。さらに、平成29年度打ち上げを目指し、観測精度と密度を飛躍的に向上させたGOSATの2号機の開発を平成24年度から実施しています。

我が国における地球温暖化に係る観測を、統合的・効率的に実施するため、環境省と気象庁は共同で地球観測連携拠点（温暖化分野）の活動を推進しました。

地球環境変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進するとともに、全球予測結果の高精細化や不確実性の低減等のための研究開発を推進しました。さらに、観測・予測データの収集からそれらのデータの解析処理を行うための共通プラットフォームの整備・運用を実施するとともに、具体的な適応策の提示までを統一的・一体的に推進することにより、温暖化に伴う環境変化への適応策立案に貢献する研究開発を推進しました。

また、「地球観測の推進戦略」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、地球環境保全試験研究費において「地球観測モニタリング支援型」を平成18年度より創設し、平成27年度は「気候変動が世界各地のコメ収量に及ぼす影響を予測するための耕地環境ストレスモニタリング」課題を開始しました。

## (2) 技術の精度向上等

地方公共団体及び民間の環境測定分析機関における環境測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図るため、環境汚染物質を調査試料として、「環境測定分析統一精度管理調査」を実施しました。

### 3 技術開発等に際しての環境配慮等

バイオレメディエーション事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、事業者から申請のあった事業計画が同指針に適合しているか、確認を行いました。

## 第4節 国際的取組に係る施策

### 1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

地球環境問題に対処するため、[1] 国際機関の活動への支援、[2] 条約・議定書の国際交渉への積極的参加、[3] 諸外国との協力、[4] 開発途上地域への支援を積極的に行っています。

#### (1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

##### ア 多国間の枠組みによる連携

##### (ア) 国連を通じた取組

##### a 国連持続可能な開発会議（リオ+20）等における取組

2012年（平成24年）の国連持続可能な開発会議（以下「リオ+20」という。）において立上げが合意された持続可能な開発目標（SDGs）に関するオープン・ワーキンググループ（OWG）は、2013年（平成25年）1月から計13回開催され、SDGs報告書が2014年（平成26年）7月に公表されました。我が国も各OWG会合において、各テーマの下で我が国が重視する取組等について発言するなど、議論に貢献しました。同報告書を踏まえ、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいてSDGsを核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsの17の目標には、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等、多くの環境関連の目標が含まれました。

また、環境研究総合推進費により平成25年度から開始した「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」等では、各分野の研究者が共同で、指標、開発、ガバナンスといった側面について、学際的な研究を行っており、公開シンポジウムを開催するなど多様な視点からSDGsへの議論がなされました。さらに、持続可能な消費と生産（SCP）パターンの国際的定着に向け、国や地方レベルの政策、民間・NGO等を含む各種事業、人材育成、技術移転、研究等を促進するために、同じくリオ+20で合意された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み」が2014年（平成26年）から本格的に始まりました。本枠組みの6つのプログラムのうち、環境省は「持続可能なライフスタイルと教育」の共同リード機関として、アジアを始めとする新興国・途上国における低炭素・持続可能な消費行動・ライフスタイルへの移行に向けた取組を開始しました。

##### b 国連環境計画（UNEP）における活動

我が国は、国連環境計画（UNEP）の環境基金に対して継続的に資金を拠出するとともに、我が国の環境分野での多くの経験と豊富な知見をいかし、多大な貢献を行っています。

大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）に対しても、継続的に財政的な支援を実施するとともに、UNEP/IETC及び国内外の様々なステークホルダーと連携するために設置されたコラボレーティングセンターが実施する開発途上国等への環境上適正な技術（EST）の移転に関する支援、環境保全技術に関する情報の収集・整備・発信、廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップ等への協力を行いました。さらに関係府市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を支援しました。

また、UNEPアジア太平洋地域事務所が実施する「気候変動に強靱な発展支援プログラム」への拠出を通して、アジア太平洋地域の途上国に対し適応基金や緑の気候基金（GCF）へのダイレクトアクセスの能力開発を行いました。世界適応ネットワーク（GAN）への支援を通じて、世界各地域の取組を国際的取組につなげるための検討を行いました。

#### （イ）経済協力開発機構（OECD）における取組

我が国は、2012年（平成24年）1月から経済協力開発機構（OECD）環境政策委員会の副議長を務めるなど、OECD環境政策委員会及び関連作業部会の活動に積極的に参加してきました。2015年（平成27年）6月にはOECD閣僚理事会が開催され、我が国は実効性ある気候変動対策の重要性や気候資金に対する我が国の貢献を説明しました。また、閣僚理事会では、政策間の不調和を特定し、それらの調和のためのガイダンスを提供することを目的とした低炭素経済への移行のための政策の調和レポートが提出されました。

#### （ウ）主要国首脳会議（G7サミット）における取組

2015年（平成27年）6月にドイツで開催されたG7エルマウ・サミットでは、気候変動や開発等が議題として取り上げられました。気候変動について、G7各国の首脳は、2050年（平成62年）までに2010年（平成22年）比で最新のIPCCの提案の40%から70%の幅の上方に削減するという目標を共有することを支持しました。また、開発については、野心的で人間中心で普遍的な「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成にコミットするとともに、新たなアジェンダを後押しするため、資金的・非資金的実施手段の促進を支援することとしました。

加えて、首脳宣言では資源効率性（3Rを含む）や海洋ごみ等も取り上げられました。資源効率性（3Rを含む）については資源効率性のためのG7アライアンスが設立され、海洋ごみについては解決の重要性が指摘されました。

#### （エ）国際再生可能エネルギー機関（IRENA）における取組

我が国は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の設立当初より連続して理事国を務めるとともに、2015年（平成27年）1月に開催されたIRENA第5回総会の議長国を務めるなど、IRENAの諸活動に積極的に参加してきました。日本政府は、IRENAに対して分担金を拠出するとともに、人材育成及び再生可能エネルギー普及の観点から、IRENAとの共催により、国際セミナー、国際ワークショップ及び訪日研修を実施しました。

#### （オ）アジア太平洋地域における取組

##### a 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

2015年（平成27年）4月に中国・上海において第17回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM17。以下、日中韓三カ国環境大臣会合を「TEMM」という。）を開催し、2015年（平成27年）から2019年（平成31年）の今後5年間に3か国で協力して取り組む「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」を策定しました。共同行動計画では、平成26年のTEMM16において決定された優先9分野について、活動を強化していくことが合意されました。

優先9分野及びTEMM17の成果については、第1部パート3第1章第2節を参照。

##### b ASEAN+3（日中韓）環境大臣会合

2015年（平成27年）10月に、ベトナム・ハノイにおいて第14回ASEAN+3環境大臣会合が開催されました。この会合で、第6回環境的に持続可能な都市（ESC）ハイレベルセミナーが2015年（平成27年）2月にマレーシアで開催されたことを報告し、また次回のセミナーから、SDGsの実現を視野に入れた新たなフォーラムとして発展させることを提案し、各国から支持を得ました。

第7回ESCハイレベルセミナーは2016年（平成28年）3月にベトナム・ハノイで開催されました。

c 北東アジア環境協力プログラム（NEASPEC）

北東アジア地域環境協力プログラム（NEASPEC）第20回高級実務者会合（SOM20）が2016年（平成28年）2月に東京で開催され、「越境大気汚染」、「国境地域の自然保護」、「海洋保護区」、「低炭素都市」、「砂漠化と土地劣化」等をテーマとして議論を行いました。また、2016年（平成28年）から2020年（平成32年）までの今後5年間の戦略計画を採択しました。

d その他の取組

2015年（平成27年）6月に、タイ・パタヤにおいて「第24回気候変動に係るアジア太平洋地域セミナー」を開催し、アジア太平洋地域（16か国）、国際機関及び研究機関等（11機関）から、約50名の気候変動に関する担当官や専門家等が参加し、各国が定める2020年（平成32年）以降の自国が決定する貢献案（INDC）の内容や準備状況等について情報共有し、活発な議論が行われました。

2015年（平成27年）10月に、タイ天然資源環境省天然資源・環境政策計画局との共催により、タイ・パタヤにおいて「アジア太平洋地域における適応計画の推進に関するワークショップ：国・地域・分野別のイニシアティブの統合」を開催しました。本ワークショップには、アジア太平洋地域（15か国）、国際機関及び研究機関等（10機関）が参加し、同地域における適応計画の策定プロセス及び適応行動の実施に関する事例から得られる経験や教訓について経験・知見の共有、活発な意見交換を行い、互いに理解を深めることができました。

(カ) クリーンアジア・イニシアティブ

環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指すクリーンアジア・イニシアティブの理念の下、様々な環境協力を戦略的に展開しています。

a アジアEST地域フォーラム

2015年（平成27年）11月にネパールのカトマンズにおいて第9回アジアEST（環境的に持続可能な交通）地域フォーラムを開催し、アジア地域各国等から参加した代表と、災害にレジリエント（強靱）な交通や気候変動への適応等に関する政策、先進事例等の共有を図りました。

b 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）

2015年（平成27年）11月に、タイのバンコクにおいて第17回政府間会合が開催され、PM2.5やオゾン<sup>3</sup>のモニタリングの推進を含む東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の対象範囲の拡大を盛り込んだ、新しい中期計画（2016年～2020年（平成28年～平成32年））が承認されました。

c アジア水環境パートナーシップ（WEPA）

2016年（平成28年）1月にラオスにおいて第11回年次会合及びトレーニングワークショップを開催し、各国の産業排水管理や生活排水対策に関する課題の解決に向けて、意見交換を行いました。

d アジア水環境改善モデル事業

我が国企業による海外での事業展開を通じ、アジア等の水環境の改善を図ることを目的に、平成23年度よりアジア水環境改善モデル事業を実施しています。27年度は、過年度に実施可能性調査を実施した4件（ベトナム（2件）、マレーシア、ソロモン諸島）の現地実証試験を実施したほか、新たに公募により選定された民間事業者が、ベトナム（排水処理の省コスト対応制御システムの普及事業及びセプティックタンク汚泥処理事業）、ミャンマー（染色排水処理事業）の実施可能性調査を実施しました。

#### e アジア・コベネフィット・パートナーシップ

2010年（平成22年）11月に創設された「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」において、アジアの途上国における環境汚染対策と温室効果ガス排出削減を同時に効率的に推進するための方策検討に積極的に参画するとともに、ウェブサイト（<http://www.cobenefit.org/>）やコベネフィット白書の出版を通じ、コベネフィット・アプローチの普及啓発に取り組みました。

#### イ 二国間の枠組みによる連携

##### （ア）先進国との連携

###### a 米国

2015年（平成27年）8月に日米環境政策対話を大臣級で開催し、特に水銀、気候変動、アジア太平洋地域の大气環境管理、環境教育、除染、子供の健康と環境、環境影響評価等について議論し、今後の協力として、プロジェクトの形成や事務方での情報交換等を行うことを確認しました。

###### b フランス

2015年（平成27年）12月に丸川珠代環境大臣とセゴレーヌ・ロワイヤルエコロジー・持続可能開発・エネルギー大臣との間で、両国間の友好関係の強化と、国際及び国内レベルにおける低炭素社会の構築を目指した環境協力の覚書への署名が行われました。

##### （イ）開発途上国との連携

###### a 中国

日中環境保護協力協定に基づき、日中環境保護合同委員会を開催するなど、これまで様々な機会を捉えて、日中それぞれの環境政策及び大気汚染、気候変動対応、廃棄物、生物多様性等における環境協力を推進しました。

気候変動については、2015年（平成27年）7月に、気候変動対策に関する研究面からの知見について両国の研究者が意見交換を行うため、環境省が、中国エネルギー研究所（能源研）と協力して気候変動に係る日中政策研究ワークショップを開催しました。日中両国を始め欧米各国の政府系・非政府系研究機関等が活発な意見交換を行いました。

大気分野については、日中間の都市間連携による大気環境改善に関する協力を進めるとともに、2007年（平成19年）12月に、両国の環境大臣間での合意により開始した、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減の双方に資するコベネフィット協力について、2011年（平成23年）4月には、協力の第2フェーズに係る覚書に合意し、中国第12次五ヶ年計画の大気汚染物質削減目標に資する協力を進めました。

水分野については、2015年（平成27年）3月に2国間で締結された意向書に基づき、畜産排水対策における共同研究、訪日研修等を実施しました。

###### b インド

2014年（平成26年）1月、安倍晋三総理とマンモハン・シン首相との首脳会談が行われ、共同声明「日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化」において、二国間オフセット・クレジット制度（JCM）に関する協議を継続することを共有しました。また、2015年（平成27年）12月、安倍総理とモディ首相との首脳会談が行われ、共同声明「日印ヴィジョン2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ」のファクトシートにおいて、日本の対インド投資を通じ、低炭素に関する先端技術の移転を促進するため、更なる協力が必要との認識を共有しました。

2015年（平成27年）9月、インド・ニューデリーにて「気候変動に係る日印政策研究ワークショップ」が開催され、主要排出国から提出されたINDC、各国の気候変動政策・対策、国際協力の在り方、気候変動に係る2020年（平成32年）以降の枠組みの在り方について、両国の政策担当官・研究者が意見交換を行

いました。

#### c インドネシア

2007年（平成19年）12月に両国の環境大臣間で締結したコベネフィット協力に関する共同声明に基づき協力を実施してきたところですが、2015年（平成27年）7月に協力の第3フェーズに係る文書に署名し、農産業分野を対象とした調査研究、人材育成及び実証事業等を行いました。

また、2007年（平成19年）11月、日本国政府とインドネシア政府との間で両国間の気候変動分野における具体的な協力と更なる対話の促進が重要との認識の下、森林保全、JCM、測定・報告・検証（MRV）の強化、低炭素成長の実現等における協力をうたった二国間協力文書が合意され、両国の間で具体的な施策に関する協議を進めました。その後、2013年（平成25年）8月には、JCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始し、2014年（平成26年）10月には、JCMプロジェクトが世界で初めて登録されました。その後2015年（平成27年）5月には更に2件登録され、インドネシアにおいては計3件のJCMプロジェクトが登録されました。

さらに、2012年（平成24年）12月に両国大臣が署名した「日本国環境省とインドネシア共和国環境省の間の環境協力に関する協力覚書」に基づき2014年（平成26年）2月に開催した第1回日本・インドネシア環境政策対話を開催し、今後の協力方針を位置付けました。また、この成果を基に、日本とインドネシアの協力をより効果的に進めていくことを目的に、第2回環境政策対話の準備を進め、両国の環境協力を引き続き強化しています。また、両国の都市間環境協力についてJCMの活用を想定した支援等を継続的に実施しています。

#### d モンゴル

2012年（平成24年）12月、両国の環境大臣が「環境協力・気候変動・二国間クレジット制度に関する共同声明」に署名しました。その後、2013年（平成25年）1月には、他国に先駆けてJCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始し、2015年（平成27年）6月にはモンゴルにおける最初のJCMプロジェクトとして2件のプロジェクトが登録されました。

2015年（平成27年）3月、第9回日本・モンゴル環境政策対話を日本で開催し、気候変動、大気汚染、エコツーリズム等に関して双方の経験を共有し、モンゴルの抱える環境問題解決のために意見交換を行いました。また、2015年（平成27年）5月、「日本国環境省とモンゴル国自然環境グリーン開発観光省の間の環境協力に関する協力覚書」を署名し、今後も両国の包括的な環境協力を一層推進することに合意しました。

#### e フィリピン

2015年（平成27年）10月、マニラで、廃棄物管理に関する環境対話を開催し、フィリピンが抱える廃棄物管理の課題解決に向け、今後の協力について協議しました。また、同年12月に、日本国政府とフィリピン政府との間でJCMの構築に向けて覚書への署名を行いました。

#### f 韓国

日韓環境保護協力協定に基づき、これまでに17回の日韓環境保護協力合同委員会を開催し、両国間での環境協力に関して幅広い意見交換等を行っています。前回は2015年（平成27年）5月に東京で開催しており、第18回は韓国で開催することで合意しています。

#### g シンガポール

2014年（平成26年）3月に署名した「日本国環境省とシンガポール共和国国家環境庁との環境協力に関する同意書」に基づき、2015年（平成27年）1月に東京で第2回日本・シンガポール環境政策対話を開催

し、廃棄物管理・リサイクル及び大気汚染管理について、双方の政策や経験を共有し、意見交換を行いました。さらに、2016年（平成28年）1月に、シンガポールで第3回日本・シンガポール環境政策対話を開催するなど、両国間の協力関係を強化しています。

#### h タイ

我が国循環産業海外展開事業化促進事業として、埋立ごみを対象とした廃棄物発電、貴金属残存めっき廃液等のリサイクル事業等の実現可能性調査（FS）を実施しました。また、2015年（平成27年）11月、日本国政府とタイ政府との間でJCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始しました。

#### i ベトナム

我が国が有する知見を活用し環境保護法改正を支援するため、環境法の専門家派遣等を実施しました。また、2013年（平成25年）7月、日本国政府とベトナム政府との間でJCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始し、2015年（平成27年）8月にはベトナムにおける最初のJCMプロジェクトが登録されました。その後2015年（平成27年）11月には更に1件登録され、ベトナムにおいては計2件のJCMプロジェクトが登録されました。さらに、2015年（平成27年）12月に、第2回日本・ベトナム環境政策対話を開催し、グリーン成長・低炭素化社会の促進、環境影響評価制度、排水管理、廃棄物管理・3R、化学物質管理について、日本の経験を共有するとともに、議論を行いました。

#### ウ 開発途上国の適応支援

2014年（平成26年）9月の国連気候サミットにおいて安倍総理が、途上国における気候変動による影響への適応を包括的に支援するため、「適応イニシアチブ」（適応分野の支援体制）を立ち上げました。また、我が国の「気候変動の影響への適応計画」（2015年（平成27年）11月27日閣議決定）に基づき、インドネシア、モンゴル、太平洋の島嶼国における適応計画策定に関連する支援を開始したほか、アジア太平洋地域における適応計画策定及び実施等に関する能力開発ワークショップを開催しました。

#### エ 環境と貿易

我が国は、2013年（平成25年）7月に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉に正式に参加しました。「環境」分野では、貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易・投資障壁として利用しないことなどについて議論を行い、2015年（平成27年）10月の大筋合意に貢献しました。また、欧州連合（EU）、中国・韓国、カナダ、コロンビア等との経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）交渉において、適切かつ戦略的な環境配慮を確保すべく交渉を進めました。

#### オ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、英語版広報誌の刊行、「Annual Report on the Environment, the Sound Material-Cycle Society and Biodiversity in Japan（環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の一部内容を抜粋して英訳したもの）」等、海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。

#### (2) 開発途上地域の環境の保全

我が国は政府開発援助（ODA）による開発協力を積極的に行っています。環境問題については、2015年（平成27年）2月に改定された「開発協力大綱」において地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築を重点課題の一つとして位置付けるとともに、開発に伴う環境への影響に配慮することが明記されています。また、特に小島嶼国については、気候変動による海面上昇等、地球規模の環境問題への対応を課題として取り上げ、ニーズに即した支援を行うこととしています。

さらに、ODAを中心とした我が国の国際環境協力については、2002年（平成14年）に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」において、環境対処能力向上や我が国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。

## ア 技術協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた研修員の受入れ、専門家の派遣、技術協力プロジェクト等、我が国の技術・知識・経験をいかし、開発途上国の人材育成や、課題解決能力の向上といった環境分野における技術協力を行いました。

例えば、JICA課題別研修「水環境行政」、JICA国別本邦研修「タイ地方環境管理能力向上プロジェクト研修」等を始め、10か国以上の途上国からの研修員を受け入れ、環境管理に関する講義等の協力を行いました。

## イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策等）、地球温暖化対策関連（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において実施されています。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

## ウ 有償資金協力

有償資金協力（円借款・海外投融資）は経済・社会インフラへの援助等を通じ、開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対しても、JICAを通じて、積極的に円借款・海外投融資を供与しています。

## エ 国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金等に対し拠出を行っています。また、我が国が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も重要になってきています。

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等で実施される、地球環境問題の解決に資するプロジェクトに対して、主に無償資金を提供する多国間基金です。我が国は第6次増資（2014年（平成26年）7月～2018年（平成30年）6月）におけるトップドナー国として、意思決定機関である評議会の場等を通じ、GEFの活動に積極的に参画しています。

また、2015年（平成27年）5月、我が国において、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援するGCFへの拠出を可能にするための法律が成立し、15億ドルの拠出取決めに署名しました。これにより、GCFは途上国支援を開始するために必要な条件が充足されたことから稼働しました。11月には、GCF理事会において最初の支援案件となる8件が採択されました。

## 2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

### (1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

監視・観測については、UNEPにおける地球環境モニタリングシステム（GEMS）、WMOにおけるGAW計画、WMO／ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）合同海洋・海上気象専門委員会（JCOMM）の活動、GCOS、全球海洋観測システム（GOOS）等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、

「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合（GEO）において、2005年（平成17年）の設立から2008年（平成20年）11月まで、また2009年（平成21年）11月以降に執行委員会のメンバー国を務めるとともに、GEOの専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長を務めるなど、GEOの活動に積極的に参加しました。GCOSの地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター（GSNMC）業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象機関と連携して推進しました。

気象庁は、WMOの地区気候センター（RCC）を運営し、アジア太平洋地域の気象機関に対し基礎資料となる気候情報やウェブベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、アジア太平洋地域の気象機関を対象にした研修を実施するなど、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

また、超長基線電波干渉法（VLBI）や全世界的衛星測位システム（GNSS）を用いた国際観測に参画するとともに、験潮、絶対重力観測等と組み合わせ、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しました。

さらに、東アジア地域における残留性有機汚染物質（POPs）の汚染実態把握のため、これら地域の国々と連携して環境モニタリングを実施しました。

## （2）国際的な各主体間のネットワーキングの充実・強化

低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）では、平成27年6月にフランスのパリにおいて、第7回年次会合が開催され、COP21に向けた研究者による提言をまとめました。また、緩和策と適応策を統合的に実施するべく、試験的な研究プロジェクトをフィリピン等で行いました。

GANの傘下であるアジア太平洋適応ネットワーク（APAN）を他の国際機関等との連携により支援し、アジア太平洋地域の気候変動適応策の立案・策定等のための情報共有・研修会等を行いました。

さらに、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）は、神戸市のAPNセンターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究等を支援し、アジア太平洋地域内の途上国を中心とする研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

また、国連や各国と連携して地球環境の現状を把握するための地球全陸域の地理情報を整備する「地球地図プロジェクト」を主導しました。本プロジェクトには167か国・16地域が参加しており、111か国・8地域分のデータが公開されています。

さらに、エネルギー・環境分野のイノベーションにより気候変動問題の解決を図るべく、平成26年に創設した、世界の産官学の議論と協力を促進する国際的プラットフォームであるイノベーション・フォー・クール・アース・フォーラム（ICEF）の第2回年次会合を、2015年（平成27年）10月に開催しました。

## 3 民間団体等による活動の推進

### （1）地方公共団体の活動

環境分野において豊富な経験と国際協力の実績のある地方自治体等の協力の下、アジア各国の都市との間で、都市間連携を活用し、自治体が有する知見やノウハウ等を利用しつつ、JCMを通じて優れた低炭素技術の普及を図るための案件形成可能性調査を実施しました。平成27年度は、神奈川県、福島市、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、北九州市による14件の取組を支援しました。

### （2）ウェブサイトにおける情報提供

経済成長著しいアジアで活動を展開しようとする我が国企業が、優れた環境技術・サービスの積極的な海外展開を通じた国際協力を推進することを目的とし、「アジアの低炭素発展に向けた情報提供サイト」（<http://www.env.go.jp/earth/coop/lowcarbon-asia/>）等を開設しています。

## 第5節 地域づくり・人づくりの推進

### 1 地域における環境保全の現状

#### (1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化防止等の環境対策、除染の推進、国立公園保護管理等の自然環境の保全整備、希少種保護や外来種防除等の野生生物の保護管理について、地域の実情に応じた環境保全施策を展開しました。

#### (2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援、セミナーや自然観察会等のイベントの開催、ポスター等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置等が行われました。

### 2 持続可能な地域づくりに関する取組

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、地域主導のローカルなネットワーク構築が危機管理・地域活性化の両面からも有効との見方が拡大しています。また、中長期的な地球温暖化対策や、気候変動による影響等への適応策、資源逼迫への対処を適切に実施するためには、地域特性に応じた低炭素化や地域循環圏の構築、生物多様性の確保への取組等を通じ、持続可能な地域づくりを進めることが不可欠です。

平成26年度からは、地域の特性を踏まえた低炭素な地域づくりをより一層推進するため、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく戦略的な再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入支援や、防災拠点への自立・分散型エネルギー導入に関するモデル事業等の支援を行いました。また、地域における低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、地域低炭素投資促進ファンドからの出資による支援を行いました。

第四次環境基本計画において目標として掲げられた持続可能な社会を実現するためには、ライフスタイルそのものを持続可能な社会に適合させていくことも重要です。このため、国民一人一人が自らのライフスタイルを見直す契機とすることを目的として、企業、団体、個人等の幅広い主体による「環境と社会により暮らし」を支える優れた取組を募集し、表彰するとともに、その取組を広く国民に対して情報発信する「グッドライフアワード」を、平成25年度から実施しています。平成27年度は、応募があった155の取組の中から、最優秀賞1、優秀賞3等、計10の取組を環境大臣賞として表彰しました。

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方に基づいて構築される「地域循環圏」の形成・高度化を促進するため、全国3地域においてモデル事業を実施しました。また、モデル事業の点検・評価等を踏まえ、地域循環圏を構築する際の諸課題を整理し、「地域循環圏形成推進ガイドライン（平成24年7月策定）」が地方公共団体にとって使いやすいものとなるよう、その再編集を行いました。

特別な助成を行う防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能の向上に資する質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。

気候変動の影響は、気候、地理、社会経済条件等によって異なります。また、適応を契機として、各地域がそれぞれの特徴をいかした新たな社会の創生につなげていく視点も重要であることから、地域においても適応の取組を進めていくことが必要です。そのため、地方公共団体における気候変動による影響の評価や適応計画策定の支援に加え、最新の科学的な知見や地域における気候変動の身近な影響やそれに対する適応策

を取り上げたシンポジウムを全国3か所で開催するなど普及啓発を実施しました。

### 3 公害防止計画

環境基本法（平成5年法律第91号）第17条に基づく公害防止計画について、現在21地域が公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づく公害防止対策事業計画を環境大臣の同意を得た上で定め、国の財政上の特別措置を受けています。政府では、公害防止対策事業等の進捗状況等について調査を行いました。

### 4 環境教育・環境学習の推進

平成23年6月に改正された環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）及び同法に基づく基本方針（平成24年6月閣議決定）に基づいた、人材認定等事業の登録を始めとする各種制度の運用を行うとともに、運用状況についてインターネットによる情報提供を行いました。また、関係府省が連携して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供することが重要であることから、環境教育・環境学習に関する各種施策を実施しました。

### 5 環境保全活動の促進

#### (1) 市民、事業者、民間団体等による環境保全活動の支援

ECO学習ライブラリー（<https://www.eeel.go.jp/>）により、地域や各主体ごとに活用できる様々なコンテンツ情報を提供し、環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体等による環境保全活動等を促進しました。

また、独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催等により、それぞれの活動を振興するための事業を行いました。このうち、平成27年度の助成については、428件の助成要望に対し、207件、総額約6.4億円の助成決定が行われました。

さらに、全国で環境活動を行う高校生や大学生等のネットワークの構築のため、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構において「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を創設し、全国の高校に対し情報誌を提供するとともに、全国から選抜された高校生による「全国ユース環境活動発表大会」を平成28年2月13日・14日に国連大学において開催し、優秀校に対して環境大臣賞等を授与しました。

さらに、森林ボランティアを始めとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進しました。

#### (2) 各主体のパートナーシップによる取組の促進

事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学やNPO等との協働により運営している「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」において、パートナーシップへの理解と認識を深めるためのセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会等を開催しました。また、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス（EPO）」を全国各ブロック（8か所）に設置しています。平成27年度は、環境教育等促進法に基づく協働取組のモデル事業を国内各地で実施しました。

国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）の取組は、第2章第2節2（1）を参照。

## 6 「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」後の取組

「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の最終年である2014年（平成26年）に開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」を経て、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が正式に開始されたことを踏まえ、「持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議」において、「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画（ESD国内実施計画）」を策定しました。また、ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターを開設しました。

このほか、国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点（RCE）の認定、アジア太平洋地域における高等教育機関のネットワーク（ProsPER.Net）構築等の事業を支援しました。

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、平成27年2月に日本ユネスコ国内委員会教育小委員会にESD特別分科会を設置し、ESDの更なる推進方策について議論し、8月に報告書「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて」を取りまとめました。また、優れたESDの取組を世界に広めるため、日本の財政支援により創設された「ユネスコ／日本ESD賞」については、平成27年11月の第38回ユネスコ総会において、第1回表彰式がユネスコ本部にて開催されました。さらに、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、国際的な連携を実践する学校）の拡充に取り組むとともに、ESDコンソーシアム事業を実施するなど、ESDの推進に取り組みました。

## 7 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員を対象に、行政研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成27年度においては、行政研修18コース（20回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む）、分析研修15コース（20回）及び職員研修8コース（9回）の合計41コース（49回）を実施しました。また、国際協力の一環として、JICA集団研修「水環境モニタリング」を始め、各種研修員の受入れを行いました。27年度の研修修了者は、1,942名（前年度1,890名）となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,654名、分析研修が288名でした。そのほか、JICA集団研修「水環境モニタリング」の修了者が11名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が13.7%、地方公共団体が83.5%、独立行政法人等が2.8%となっています。

### 第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

#### 1 環境情報の体系的な整備と提供

##### (1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ウェブサイト等の情報提供サイトにおいて、提供情報の分かりやすさと利便性の向上、情報バリアフリー環境の整備のためのウェブコンテンツJIS X8341-3への対応、外国語による提供等を行いました。

「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（以下「白書」という。）」に基づく、「図で見る環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」、小学生高学年を主な対象とした冊子「こども環境白書」を作成するとともに、全国8か所で「白書を読む会」を開催し、白書の内容を広く普及することに努めました。また、海

外への情報発信の一環として、白書の一部内容を抜粋して英訳した「Annual Report on the Environment, the Sound Material-Cycle Society, and Biodiversity in Japan」を作成し、各国の駐日大使館等に配布したほか、国際会議及びイベント等で配布しました。そのほか、環境問題への関心を喚起するため、「環境白書表紙絵コンクール」を開催しました。

環境に関する最新データの利活用を推進するため、基礎的データを収集・整理した「環境統計集」を最新のデータに更新するとともに、同統計集の英訳版の作成も行い、それぞれを環境省ウェブサイトで公開しました（<http://www.env.go.jp/doc/toukei/>）。

我が国における環境負荷と経済の関係性を客観的に分析するためのツールとして、平成23年版環境分野分析用産業連関表（試行版）の作成を行いました。これは、環境に関わる広範な資源利用量や汚染物質等の排出量等の物量ベースの統計情報を産業連関表と組み合わせたもので、今後完成版を公表する予定です。さらに、「環境情報戦略」に基づき、我が国の環境政策に関するポータルサイト（<http://www.env.go.jp/doc/portal/>）の掲載内容の充実を図りました。

地理情報システム（GIS）を用いた「環境GIS」による環境の状況等の情報や環境研究・環境技術など環境に関する情報の整備を図り、「環境展望台」において提供しました（<http://tenbou.nies.go.jp/>）。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの運用を行いました。

自然環境保全基礎調査や「モニタリングサイト1000」等の成果に係る情報を整備するとともに、「生物多様性情報システム」（<http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html>）については、Web-GISの導入等の再構築を行い、より分かりやすい情報提供を開始しました。また、「いきものログ」（<http://ikilog.biodic.go.jp/>）においては、全国の生物多様性データの収集と提供を広く行いました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

## (2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

環境教育の各種教材や環境教育等促進法に基づく各種認定の状況等を環境教育・環境学習・環境保全活動のウェブサイト（<https://edu.env.go.jp/>）において発信しました。

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報をGEOCを拠点としてウェブサイト（<http://www.geoc.jp/>）やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、EPOにおいて、地域のパートナーシップ促進のための情報を収集、提供しました。団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」（<http://www.geoc.jp/rashinban/>）により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

## 2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動や、環境省ウェブサイト、環境省公式Twitterによる情報提供、広報誌「エコジン」電子書籍版の発行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」（6月5日）を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」を始めとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛け、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し、特に顕著な功績のあった人・団体に対して、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

環境省ウェブサイトにおいて、環境行政に関する意見・要望を広く受け付けました。

## 第7節 環境影響評価等

### 1 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法第19条では、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たって、環境保全について配慮しなければならないと規定されており、上位の計画や政策段階の戦略的環境アセスメントについて我が国での導入に向けた検討を行いました。

### 2 環境影響評価の実施

#### (1) 環境影響評価法に基づく環境影響審査の実施等

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています。同法に基づき、平成28年3月末までに計395件の事業について手続が実施されました。そのうち、27年度においては、新たに40件の手続を開始、また、16件が手続完了し、環境配慮の徹底が図られました（表6-7-1）。

表6-7-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

▼環境影響評価法の施行状況<sup>\*1</sup>

(平成28年3月31日現在)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立て、干拓	面整備	合計
手続実施	84 (21)	8 (0)	18 (4)	10 (0)	238 (85)	6 (1)	17 (3)	21 (9)	395 (122)
手続中	11 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	131 (41)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	149 (42)
手続完了	63 (20)	7 (0)	14 (3)	9 (0)	78 (29) <sup>*2</sup>	5 (1)	12 (2) <sup>*2</sup>	14 (7)	197 (61)
手続中止	10 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	29 (15)	0 (0)	2 (1)	5 (2)	49 (19)
環境大臣意見・助言	68 (21)	7 (0)	16 (3)	9 (0)	166 (44)	0 (0)	5 (0)	15 (8)	283 (76)
配慮書	4 (0) <sup>*3</sup>	0 (0)	1 (0)	0 (0)	67 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	74 (0)
スコーピング	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
評価書	64 (21)	7 (0)	15 (3)	9 (0)	99 (44) <sup>*4</sup>	0 (0)	4 (0)	14 (8)	209 (76)
報告書	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(第2種事業を含む)

\*1：括弧内は途中から法に基づく手続に乗り換えた事業で内数。二つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした

\*2：環境影響評価法第4条第3項第2号に基づく通知が終了した事業（スクリーニングの結果、環境影響評価手続不要と判定された事業）7件を含む

\*3：検討書に対する環境大臣意見を提出した事業（経過措置）1件を含む

\*4：他に、風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（経済産業省資源エネルギー庁、平成24年6月6日）に基づく環境省の意見を提出した事業が12件ある

資料：環境省

環境影響評価の信頼性の確保や評価技術の質の向上に資することを目的として、調査・予測等に係る技術手法の開発を推進するとともに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の情報等を集積し、インターネット等を活用して国民や地方公共団体等への情報支援を行いました。

特に、石炭火力発電所については「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成25年4月25日）」以降11件の配慮書が提出され、これらについて、同取りまとめを踏まえ、最新鋭の高効率技術の採用の有無や国の目標・計画との整合性等について、環境影響評価手続を通じて審査しました。

#### (2) 環境影響評価の迅速化に関する取組

風力・地熱発電所の設置や火力発電所のリプレースの事業に係る環境影響評価手続について、三年～四年程度かかるとされる手続期間を、風力・地熱発電所の設置については半減、火力発電所のリプレースについては最短一年強まで短縮させることを目指すこととしています。

これらについて、自治体の協力を得て、運用上の取組により、対象となった案件の迅速化について、おおむね想定のとおり国の審査期間の短縮を実現しました。また、風力・地熱発電所については、環境や地元配慮しつつ、導入をより短期間で、かつ円滑に実現できるよう、風況等から判断し風力発電等の適地と考えられる地域の環境情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）等の収集・整理を行い、これらの情報を「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」(<https://www2.env.go.jp/eiadb/>)を通じて公開するとともに、環境影響調査の前倒し実施による期間短縮の方法論を確立するための検討を行いました。さらに、地方公共団体が主導して、事業長期化の要因となっている先行利用者との調整や各種規制手続と一体的に環境配慮の検討を進め、関係者と合意形成を図りながら風力発電の適地を抽出する手法を検討しました。

### (3) 環境影響評価法における放射性物質に係る対応

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）による環境影響評価法の改正により、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとなりました（平成27年6月1日施行）。これに伴い、平成26年6月27日に、環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成9年環境庁告示第87号）が改正され、これを踏まえ、環境影響評価法の対象事業種ごとの主務省令が改正されました（平成27年6月1日施行）。

### (4) 環境影響評価に係る国際展開

アジア地域においては、環境影響評価が適切に行われず、事業実施に伴い環境影響が生じている事例があります。また、アジア各国の環境影響評価は運用面、技術面の課題が共通であることもありますが、情報交流や課題共有等を行うネットワークが現状存在しません。こうした状況下、我が国の事業者がアジアに事業展開するに際し、環境影響に関する問題により、事業実施が円滑に行えない事例も生じています。このため、アジア各国の環境影響評価に係る制度、運用に関して情報の収集・整理を行いました。

## 3 小規模火力発電等の環境保全

環境影響評価法の対象規模未満、特に、規模要件を僅かに下回る程度の小規模火力発電所の建設計画が増加しています。このような背景を踏まえ、環境省において、小規模火力発電等の環境保全対策について、様々な観点から総合的に検討を行いました。また、小規模火力発電所を建設しようとする発電事業者に対しては、エネルギーミックスの実現に資する高い発電効率の基準を満たすことを求めていくためには、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）（昭和54年法律第49号）等の措置を講じることとしました。

## 第8節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

### 1 健康被害の救済及び予防

#### (1) 公害健康被害の補償・予防等

##### ア 大気汚染系疾病

##### (ア) 既被認定者に対する補償給付等

我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、四日市ぜんそくを始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年（昭和48年）、公害健康被害の補償等に関

する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

平成27年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、[1] 認定と更新、[2] 補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、[3] 公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業）等を実施しました。平成27年12月末現在の被認定者数は3万5,294人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、旧第一種地域では新たな患者の認定は行われていません（表6-8-1）。

表6-8-1 公害健康被害補償法の被認定者数等

(平成27年12月末現在)

区分	地域	実施主体	指定年月日（昭和）	現存被認定者数	
旧第一種地域 非特異的疾患	千葉県 南部臨海 地域	千葉県	49.11.30	244	
	東京都 千代田区 全域	千代田区	49.11.30	124	
	〃 中央区 〃	中央区	50.12.19	194	
	〃 港区 〃	港区	49.11.30	331	
	〃 新宿区 〃	新宿区	〃	886	
	〃 文京区 〃	文京区	〃	397	
	〃 台東区 〃	台東区	50.12.19	374	
	〃 品川区 〃	品川区	49.11.30	711	
	〃 大田区 〃	大田区	〃	1,536	
	〃 目黒区 〃	目黒区	50.12.19	453	
	〃 渋谷区 〃	渋谷区	49.11.30	427	
	〃 豊島区 〃	豊島区	50.12.19	543	
	〃 北区 〃	北区	〃	822	
	〃 板橋区 〃	板橋区	〃	1,464	
	〃 墨田区 〃	墨田区	〃	547	
	〃 江東区 〃	江東区	49.11.30	1,155	
	〃 荒川区 〃	荒川区	50.12.19	605	
	〃 足立区 〃	足立区	〃	1,403	
	〃 葛飾区 〃	葛飾区	〃	963	
	〃 江戸川区 〃	江戸川区	〃	1,352	
	東京都計				14,287
	旧第一種地域 非特異的疾患	横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	47.2.1	398
		川崎市 川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	1,368
		富士市 中部地域	富士市	47.2.1	364
				49.11.30	
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	47.2.1	1,957
				52.1.13	
		東海市 北部・中部地域	愛知県	48.2.1	332
				49.11.30	
四日市市 臨海地域・楠町全域		四日市市	44.12.27	381	
			49.11.30		
大阪市 全域		大阪市	44.12.27	6,119	
			49.11.30		
			50.12.19		
			53.6.2		
豊中市 南部地域		豊中市	48.2.1	176	
吹田市 南部地域		吹田市	49.11.30	185	
守口市 全域		守口市	52.1.13	1,064	
東大阪市 中西部地域		東大阪市	53.6.2	1,171	
八尾市 中西部地域		八尾市	〃	665	
堺市 西部地域		堺市	48.8.1	1,390	
			52.1.13		
神戸市 臨海地域		神戸市	〃	645	
尼崎市 東部・南部地域		尼崎市	45.12.1	1,843	
			49.11.30		
倉敷市 水島地域		倉敷市	50.12.19	1,109	
玉野市 南部臨海地域		岡山県	〃	27	
備前市 片上湾周辺地域		〃	〃	35	
北九州市 洞海湾沿岸地域		北九州市	48.2.1	830	
大牟田市 中部地域		大牟田市	48.8.1	704	
計				35,294	
第一種地域 特異的疾患	水俣病 阿賀野川 下流地域	新潟県	44.12.27	65	
	〃 〃 〃	新潟県	〃	103	
	〃 水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	〃	114	
	〃 〃 〃	熊本県	〃	294	
	イタイイタイ病 神通川 下流地域	富山県	〃	5	
	慢性砒(Ⅱ)素中毒症 島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49.7.4	3	
〃 宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48.2.1	45		
計				629	
合計				35,923	

注：旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による  
資料：環境省

## (イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- [1] 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、喘息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施、及び喘息の専門医による電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。
- [2] 地方公共団体に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、喘息等に関する健康相談、幼児を対象とする健康診査、喘息患者等を対象とした機能訓練等を推進しました。

## イ 水俣病

### (ア) 水俣病被害の救済

#### a 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、新潟県阿賀野川流域において40年5月に公式に確認されたものであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系疾患です。それぞれチッソ株式会社、昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、平成28年3月末までの被認定者数は、2,985人（熊本県1,787人、鹿児島県493人、新潟県705人）で、このうち生存者は、566人（熊本県292人、鹿児島県114人、新潟県160人）となっています。

#### b 平成7年の政治解決

公害健康被害補償法及び平成4年から開始した水俣病総合対策医療事業（一定の症状が認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給する事業）による対応が行われたものの、水俣病をめぐる紛

表6-8-2 水俣病関連年表

昭和31年	5月	水俣病公式確認
昭和34年	3月	水質二法施行
昭和40年	5月	新潟水俣病公式確認
昭和42年	6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））
昭和43年	9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表
昭和44年	6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴（48年3月原告勝訴判決（確定））
昭和44年	12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（救済法）」施行
昭和48年	7月	チッソと患者団体との間で補償協定締結（昭和電工と患者団体の間は同年6月）
昭和49年	9月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行
昭和52年	7月	環境庁「後天性水俣病の判断条件について（52年判断条件）」を通知
昭和54年	2月	「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」施行
平成 3年	11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
平成 7年	9月	与党三党「水俣病問題の解決について」（最終解決策）決定
	12月	「水俣病対策について」閣議了解
平成 8年	5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）
平成16年	10月	水俣病関西訴訟最高裁判所判決（国・熊本県の敗訴が確定）
平成17年	4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
平成18年	5月	水俣病公式確認50年
平成21年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布
平成22年	4月	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針 閣議決定
平成24年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付が終了
平成25年	4月	水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判所判決（1件は熊本県敗訴、1件は熊本県勝訴の高等裁判所判決を破棄差し戻し）
平成25年	10月	水俣条約の採択・署名のための外交会議が熊本市及び水俣市で開催
平成26年	3月	環境省「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」を通知（具体化通知）
平成26年	7月	臨時水俣病認定審査会において具体化通知に基づく審査を実施
平成26年	8月	特措法の判定結果を公表
平成27年	5月	新潟水俣病公式確認50年

資料：環境省

争と混乱が続いていたため、平成7年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。

これを踏まえ、原因企業から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）を交付するとともに、医療手帳の対象とならない者であっても、一定の神経症状を有する者に対して保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給することになりました。

これにより、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、平成16年10月に最高裁判所判決が出され、国及び熊本県には、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高等裁判所判決が是認されました（表6-8-2）。

#### c 関西訴訟最高裁判所判決を受けた各施策の推進

政府は、平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や関西訴訟最高裁判所判決も踏まえ、平成17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行っています。

- [1] 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を平成17年10月に再開。
- [2] 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者を始めとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策への取組。

#### d 水俣病被害者救済特措法

平成16年の関西訴訟最高裁判所判決後、公害健康被害補償法の認定申請の増加及び、新たな国賠訴訟が6件提起されました。

このような事態を受け、自民党、公明党、民主党の三党の合意により、平成21年7月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）が成立し、公布・施行されました。その後、平成22年4月に水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」という。）が閣議決定されました。この救済措置の方針に基づき、一定の要件を満たす方に対して関係事業者から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置には6万5,151人が申請し、判定結果は3県合計で、一時金等対象該当者は3万2,244人、療養費対象該当者は6,013人となりました（平成26年8月に判定結果を公表。ただし、新潟県のみ暫定値）。

また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、平成22年3月には熊本地方裁判所から提示された所見を原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続が進められ、平成23年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、水俣病被害者救済特措法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、平成22年7月に同法に基づいて、チッソ株式会社を特定事業者に指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。

#### (イ) 水俣病対策をめぐる現状

公害健康被害補償法に基づく認定申請を棄却された方がその棄却処分の取消しを求めた訴訟2件について、平成25年4月に最高裁判所判決が出され、認定の検討に当たっては総合的な検討が重要であると判示されました。これを受け、総合的検討を行うかを具体化する通知を発出し、現在、関係県・市における認定審査

会において同通知に沿った審査がなされています。

こうした健康被害の補償や救済に加えて、高齢化が進む胎児性患者とその家族の方等、皆さんが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活の支援や相談体制の強化等の医療・福祉の充実や、慰霊の行事や環境学習等を通じて地域のきずなを修復する再生・融和（もやい直し）、環境に配慮したまちづくりを進めながら地域の活性化を図る地域振興にも取り組んでいます。

#### （ウ）普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

### ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省（当時）が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。イタイイタイ病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、平成28年3月末現在の公害健康被害補償法の現存被認定者数は5人（認定された者の総数200人）です。また、富山県は将来イタイイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしています。平成28年3月末現在、要観察者は3人となっています。

### エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、平成28年3月末現在の公害健康被害補償法の現存被認定者数は、土呂久地区で49人（認定された者の総数199人）、笹ヶ谷地区で3人（認定された者の総数21人）となっています。

#### （2）石綿健康被害の救済

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、[1] 曝露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこで曝露したかの特定が困難なこと、[2] 予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、[3] 現在発症している方が石綿に曝露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないままに亡くなる方がいることなどの特殊性に鑑み、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が平成18年2月10日に成立・公布されました。救済給付に係る申請等については、平成27年度末時点で1万5,220件を受け付け、うち1万985件が認定、2,396件が不認定、1,839件が取下げ又は審議中とされています。

平成28年1月14日には、同法の施行状況等に関する審議を行うため、中央環境審議会環境保健部会において石綿健康被害救済小委員会が設置されました。

#### （3）環境保健に関する調査研究

##### ア 環境保健施策基礎調査等

##### （ア）大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため、全国36地域で3歳児、全国37地域で6歳児を対象とした環境保健サーベイランス調査を引き続き

実施しました。

そのほか、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

#### (イ) 環境要因による健康影響に関する調査研究

熱中症対策については、関係省庁が緊密に連携して取り組んでおり、平成25年度からは特に7月を熱中症予防強化月間と定め、普及啓発を集中的に実施しました。環境省では、イベントの開催やウェブサイト等を活用した暑さ指数(WBGT)の情報提供、「熱中症環境保健マニュアル」等の配布、熱中症対策シンポジウムの実施等による予防・対処法の普及啓発を実施しました。また、夏季に開催される大規模イベント等での熱中症対策について検討を行いました。

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。環境省では、スギ・ヒノキの花粉総飛散量、飛散開始時期及び終息時期等の予測を実施しました。さらに、「花粉観測システム(はなこさん)」では、全国的に設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境省ウェブサイト(<http://kafun.taiki.go.jp/>)上でリアルタイムで公開しています。

黄砂の健康影響については、引き続き情報収集に努めるとともに、疫学調査を実施し、健康影響の評価・検討を行いました。また、「身のまわりの電磁界について」や「紫外線環境保健マニュアル」等を用いて、その他の環境要因による健康影響について普及啓発に努めました。

#### イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法を開発するに当たり、必要となる課題を推進することを目的とした研究、及びその推進に当たり有用な基礎的知見を得ることを目的とした研究を行い、最新の知見の収集に取り組みました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査等を実施し、その究明に努めました。

#### ウ 石綿による健康被害に関する調査

一般環境を経由した石綿曝露による健康被害の可能性のある者について、効果的・効率的に健康管理を実施するための対応方策等について調査・検討を行うために、大阪府泉南地域等、奈良県、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県芦屋市、北九州市門司区、佐賀県鳥栖市において、石綿曝露の聴取、石綿曝露の評価及び保健指導等を実施しました。また、石綿関連疾患に係る医学的所見や曝露状況の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

## 2 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出するなど全面的に県を支援しています。福島県は、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康調査を実施し、行動調査に基づく被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っています。このほか、個人線量計やホールボディ・カウンタによる被ばく線量の測定等を実施しています。

さらに、放射線による健康不安に対して適切に対応するため、住民の方と接点が多い地方自治体職員、保健師、教師等を対象とした研修会や住民セミナーの開催のほか、住民を身近で支える相談員の活動を支援する拠点の運営等を行っています。

また、平成26年12月に取りまとめられた「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、27年2月に公表した環境省における当面の施策

の方向性に基づき、[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んでいます。

上記取組に関する背景や取組状況等の詳細については、第1部パート2第1章第3節2を参照。

### 3 公害紛争処理等

#### (1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の四つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）や広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）等について、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

#### ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成27年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は17件で、これらに前年から繰り越された49件を加えた計66件（責任裁定事件37件、原因裁定事件27件、調停事件2件）が27年中に係属しました。その内訳は、表6-8-3のとおりです。このうち27年中に終結した事件は27件で、残り39件が28年に繰り越されました。

表6-8-3 (1) 平成27年中に公害等調整委員会に係属した事件

	事 件 名	件数
責任裁定申請事件	1 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰籍料等責任裁定申請事件	1
	2 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	4
	3 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	1
	4 燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	5 秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	1
	6 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	7 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	8 沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	1
	9 千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	10 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	1
	11 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	12 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	13 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	14 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	15 香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	1
	16 静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	17 座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	1
	18 沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	19 水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	1
	20 横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	21 多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件	1
	22 田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件	1
	23 行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件	1
	24 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件	1
	25 戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	1
	26 横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件	1
	27 新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	1
	28 荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	1
	29 船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	1
	30 墨田区における建設工事からの地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件	1
	31 宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件	1
	32 台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
	33 大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	34 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	1

表6-8-3 (2) 平成27年中に公害等調整委員会に係属した事件

原因裁定事件	1	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	2	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	1
	3	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	4
	4	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	4
	5	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	2
	6	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	7	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件	1
	8	湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	1
	9	高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	10	長野市における建物の解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	1
	11	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	12	稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件	1
	13	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件	1
	14	南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件	1
	15	神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件	1
	16	郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件	1
	17	春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件	2
	18	世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	1
	19	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
調停申請事件	1	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	1
	2	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1

資料：公害等調整委員会

終結した主な事件としては、「中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件」があります。この事件は、不動産会社（申請人）から、建設会社及び不動産会社を相手方（被申請人）として、被申請人らが施工した既存ビルの解体工事による振動、新築ビル基礎工事のための掘削工事及び地下水くみ上げにより、申請人所有の賃貸ビルに沈下、傾斜等の被害が生じたとして、損害賠償を求めたものです。

公害等調整委員会は、本件について、2回の審問期日の開催、現地調査の実施等、手続を進めた結果、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成27年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は42件で、これに前年から繰り越された41件を加えた計83件（調停事件81件、あっせん事件が1件、義務履行勧告申出事件1件）が27年中に係属しました。このうち27年中に終結した事件は43件で、残り40件が28年に繰り越されました。

## ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村や弁護士会、法テラスと情報・意見交換を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換・連絡協議に努めました。

## (2) 公害苦情の処理状況

### ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

### イ 公害苦情の受付状況

平成26年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は7万4,785万件で、前年度に比べ2,173件減少しました（対前年度比2.8%減）。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情

件数は5万1,912件で、前年度に比べ1,127件減少しました（対前年度比2.1%減）。

一方、廃棄物投棄など典型7公害以外の苦情件数は2万2,873件で、前年度に比べて1,046件減少しました（対前年度比4.4%減）。種類別に見ると、廃棄物投棄が1万367件（典型7公害以外の苦情件数の45.3%）で、前年度に比べて434件減少（対前年度比4.0%減）、その他（日照不足、通風妨害、夜間照明等）が1万2,506件で、前年度に比べて612件減少しました（対前年度比4.7%減）。

### ウ 公害苦情の処理状況

平成26年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、3万3,163件（68.9%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

### エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導等を行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。

## 4 環境犯罪対策

### (1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯、暴力団が関与する悪質な事犯等に重点を置いた取締りを推進しました。平成27年中に検挙した環境犯罪の検挙事件数は5,741事件（26年中は5,628事件）で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙事件数の推移は、表6-8-4のとおりです。

表6-8-4 環境犯罪の法令別検挙件数の推移（平成23年～平成27年）

		(単位：事件)				
区分	年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総数		6,503	6,503	5,923	5,628	5,741
廃棄物処理法		5,700	5,655	5,169	4,909	4,979
水質汚濁防止法		1	4	2	2	0
その他 <sup>※1</sup>		802	844	752	717	762

※1：その他は、種の保存法、鳥獣保護管理法（平成27年5月28日以前は鳥獣保護法）、自然公園法等である

資料：警察庁

### (2) 廃棄物事犯の取締り

平成27年中に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反で検挙された4,979事件（26年中は4,909事件）の態様別検挙件数は、表6-8-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が49.8%（26年中は51.6%）、また、産業廃棄物事犯が15.0%（26年中は17.1%）を占めています。

表6-8-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙件数（平成27年）

		(単位：事件)				
区分	態様	不法投棄	委託違反 <sup>※1</sup>	無許可処分業 <sup>※2</sup>	その他	計
総数		2,479	15	23	2,462	4,979
	産業廃棄物	202	13	8	526	749
	一般廃棄物	2,277	2	15	1,936	4,230

※1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない

※2：廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す

資料：警察庁

### (3) 水質汚濁事犯の取締り

平成27年中の水質汚濁防止法違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件数は0事件（26年中は2事件）でした。

### (4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

平成27年中における罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-8-6のとおりです。受理人員は、廃棄物処理法違反の6,690人が最も多く、全体の約81.8%を占め、次いで、鳥獣の保護及び管

理並びに狩猟の適正化に関する法律違反（371人）となっています。処理人員は、起訴が4,431人、不起訴が3,481人となっており、起訴率は約56.0%となっています。起訴人員のうち公判請求は243人、略式命令請求は4,188人となっています。

表6-8-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（平成27年）

罪名	受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	6,690	3,901	2,611	6,512	59.9%
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反	371	178	201	379	47.0%
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反	367	105	260	365	28.8%
動物の愛護及び管理に関する法律違反	97	28	60	88	31.8%
軽犯罪法違反（1条14号，27号）	228	59	169	228	25.9%
水質汚濁防止法違反	22	8	11	19	42.1%
その他	402	152	169	321	47.4%
合計	8,177	4,431	3,481	7,912	56.0%

注：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員) × 100による  
資料：法務省

最近5年間に検察庁で取り扱った環境関係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表6-8-7のとおりです。27年中の通常受理人員は8,177人で、前年より5人増加しています。

表6-8-7 環境関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

年次	通常受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	合計	
平成23年	8,862 (100)	4,821	3,740	8,561	56.3
平成24年	9,155 (103)	4,936	3,875	8,811	56.0
平成25年	8,699 (98)	4,767	3,719	8,486	56.2
平成26年	8,172 (92)	4,508	3,498	8,006	56.3
平成27年	8,177 (92)	4,431	3,481	7,912	56.0

注1：( )内は、平成23年を100とした指数である  
注2：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員) × 100による  
資料：法務省

## 第9節 原子力利用における安全の確保

### 1 原子力規制行政に対する信頼の確保

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要であると認識しています。原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいます。

#### (1) 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

平成26年度に引き続き、原子力規制委員会は、組織理念に基づき、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行いました。

中立性の確保については、平成24年9月に決定した原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守し、業務を遂行しています。平成27年9月19日に新たに委員に就任した伴委員についても、就任前3年間の寄付等の必要な情報を就任日に公開しました。

透明性の確保については、原子力規制委員会、審査会合及び各種検討チーム等を公開するとともに、これらの議事録及び資料の公開、インターネット動画サイトによる生中継に加え、委員3人以上が参加する規制

に関わる打合せ及び被規制者との面談の概要等の公開、幅広い報道機関に対する積極的な記者会見（原子力規制委員会委員長定例会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回）を継続し、意思決定の透明性を確保しています。

また、国内外の多様な意見を聴くため、外部とのコミュニケーションとして、以下の取組を行いました。

#### ア 事業者とのコミュニケーション

原子力事業者の安全性向上に関する活動及び現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、平成26年10月から開始した主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者及び原子力部門の管理責任者との意見交換を引き続き実施し、平成27年9月に、当初予定していた12事業者との意見交換を終了しました。

平成27年10月28日の原子力規制委員会において、それまでの意見交換の結果の総括及び意見交換の継続に当たっての考え方を議論しました。その結果、今後は、経営責任者が能動的に意見を述べ、より充実した意見交換とするため、議題については極力制限を設けずに、事業者側から提案された議題等を含めて意見交換を行っていくこととしました。

この方針に従い、平成28年2月から2事業者と意見交換を行い、事業者側から提案された議題についても意見交換を行いました。

このほか、個別に課題を抱えている事業者の経営責任者と、原子力規制委員会において意見交換を行っています。

#### イ 地方公共団体等とのコミュニケーション

原子力規制委員会では、地方公共団体や、全国知事会等の団体との面会を行っています。原子力規制委員会委員長は、平成27年8月20日に全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長と、平成27年8月24日に全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長と面会を行いました。また、原子力規制委員会委員長は、平成27年10月、8日間にかけて福島県を訪問し、14市町村の首長と面会を行い、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の現状等を説明し、意見交換を行いました。さらに、原子力規制庁長官や次長も、地方公共団体の首長や全国知事会等の代表者との面会を行っています。このほか、原子力規制庁職員が、立地自治体、地域住民等に対し、新規規制基準適合性審査の結果や原子力災害対策指針の内容について説明を行うなど、原子力規制委員会委員長だけでなく様々なレベルで地方自治体とのコミュニケーションの充実に努めました。

#### ウ 国内外におけるその他のコミュニケーション

原子力規制委員会における各種検討会合等において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用しました。また、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づくパブリックコメントに加え、同法において要求されていないパブリックコメントを平成27年度に計15件実施し、積極的に国民の意見を募集しました。さらに、原子力規制委員会では、米国、英国及びフランスの原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する3名の有識者を国際アドバイザーとして委嘱しています。平成27年11月には、その国際アドバイザー3名と原子力規制委員会委員長及び委員との意見交換を行いました。

### (2) 組織体制及び運営の継続的改善

#### ア マネジメントシステムの本格的な運用と改善

原子力規制委員会は、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会マネジメント規程（平成26年9月3日原子力規制委員会決定）に基づくマネジメントシステムについて、平成27年4月から本格的な運用を開始しました。また、平成27年5月27日の原子力規制委員会において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示しました。

平成27年度においては、このマネジメントシステムの下、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第1期中期目標」及び「原子力規制委員会平成27年度年度重点計画」等に沿って業務を実施し、平成28年3月2日の原子力規制委員会において本年度重点計画の実績・成果について評価を行いました。この評価により次年度に向けた取組を踏まえた「平成28年度年度重点計画」を平成28年3月30日において決定しました。また、平成27年度においては主にマネジメントシステムの構築状況について内部監査を実施しました。内部監査を強化するため、監査を踏まえた機動的な指導等が図られるように、平成28年度機構要求にて「監査・業務改善推進室」を要求し、政府案として容認されました。

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく原子力規制委員会の政策評価については、マネジメントシステムと連携を図った上で、平成26年度実施施策の事後評価、平成27年度実施施策の事前分析を行い、平成27年8月26日に評価書を取りまとめました。

## イ IRRSの受入れと指摘への対応

国際原子力機関（IAEA）では、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューとして、総合規制評価サービス（IRRS）を実施しています。原子力規制委員会は、平成25年12月にIRRSの受入れを決定してから自己評価書の作成を進め、平成27年10月28日の原子力規制委員会において、自己評価書作成の過程で浮き彫りにされた課題に対する改善すべき事項を取りまとめました。

また、平成28年1月11日から1月22日にかけてIRRSミッションチームが来日し、IRRSミッションチームによるレビューが行われました。IRRSミッションチームは、そのプレスリリースにおいて、「日本の原子力及び放射線の安全に係る規制機関が、2012年の設置以来、独立性及び透明性を体現しつつ規制活動に取り組んできた」と言及する一方、「原子力施設が再稼働していく中で、規制機関の技術的能力を更に強化する必要がある」ことなどを指摘しました。

このIRRSミッションの最終報告書は、ミッション終了から約3か月後の平成28年4月頃にIAEAから原子力規制委員会に提示される予定ですが、原子力規制委員会は、IRRSミッションチームとの議論を通じて課題として認識したものと及びIRRSミッション受入れのため行った自己評価の過程で浮き彫りにされた改善すべき事項について、最終報告書の提示を待たずに、できるところから課題解決に向けた取組を開始するとの方針の下、既に検討を始めており、平成28年3月16日の原子力規制委員会において、IRRSにおいて明らかになった課題とこれらの課題への平成28年度の対応方針を取りまとめました。

## (3) 国際社会との連携

原子力規制委員会は、原子力規制の向上のために、国際機関との連携や諸外国の原子力規制機関との協力を積極的に図っています。

平成26年度に引き続き、原子力規制委員会は、国際機関との連携として、IAEAや経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）の常設委員会（安全基準委員会（CSS）、原子力施設安全委員会（CSNI）等）を含む各種会議に参加し、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報・意見交換を行いました。

また、諸外国の原子力規制機関との協力については、国際原子力規制者会議（INRA）、日中韓上級規制者会合（TRM）等へ参加し、諸外国の原子力規制機関との情報交換等を実施しました。さらに、各種国際条約に基づく各種会合への参加等も行いました。

## (4) 法的支援・訴訟事務への着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について、関係機関と連携しつつ対応を行いました。具体的には、平成27年度において、原子力規制委員会の事務に係る係争中の43件及び判決があった3件の訴訟について、関係省庁等と協力して、対応を行いました。また、原子力規制委員会発足後初となる発電用

原子炉設置変更許可処分に係る異議申立てについて、適切に対応しました。

## 2 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

### (1) 原子炉等規制法に係る規制制度の見直し

#### ア 規制制度や運用の継続的改善

IRRS ミッションの受入準備の一環として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）等の規制制度の見直しの方向性について、平成27年10月9日及び10月28日の原子力規制委員会において議論を行い、特に検査制度については、諸外国の検査制度等も参考にしつつ、改善に取り組むこととしました。

また、保安規定の遵守状況等の検査（保安検査）の在り方については、平成24年度より引き続き検討を行っており、平成27年8月19日の原子力規制委員会において、この時点における検討結果を取りまとめました。取りまとめた事項のうち、「抜打ち型検査及び職員インタビュー手法」については、平成27年度の実用発電用原子炉に係る保安検査において本格運用を開始しており、その他の事項も含め、運用を行いながら改善を継続していくこととしています。

#### イ 緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し

平成26年7月から検討を開始した緊急作業時における被ばくに関する規制の見直しについて、パブリックコメントや放射線審議会への諮問を経て、平成27年8月5日の原子力規制委員会において関係規則等の改正案を決定し、同月31日に公布しました。

### (2) 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

#### ア 実用発電用原子炉に係る審査・検査の実施

実用発電用原子炉については、原子力規制委員会が平成25年7月8日に新規制基準を施行した後、平成27年度までに11事業者から16原子力発電所26プラントについて、新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出されました。これらの申請については、原子力規制委員会において了承された方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、平成27年度に審査会合を計132回開催しました。

このうち、四国電力伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）3号炉について、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、事業者の技術的能力や原子炉の構造、設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集、審査の結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行いました。これらの結果を踏まえ、平成27年7月15日の原子力規制委員会において審議し、伊方発電所3号炉に関する設置変更許可を行いました。

なお、原子力規制委員会は、審査全体を効率的に進める工夫にも取り組んでおり、審査書を作成する際には、適合性審査の結果のみならず主な論点等も併せてまとめています。また、平成27年11月11日には、これまでの審査結果を踏まえ、適合性審査で確認すべき事項を整理し、約1,800ページにわたる「伊方発電所3号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」を公表しています。

このほか、平成27年度において、計4プラントの工事計画の認可を行いました。

さらに、九州電力川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）1号炉及び2号炉並びに関西電力高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）3号炉及び4号炉については、使用前検査において、認可された工事計画に従って工事が行われているかどうか等を確認し、川内原子力発電所1号炉に関しては平成27年9月10日に、川内原子力発電所2号炉に関しては同年11月17日に、高浜発電所3号炉に関しては平成28年2月26日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付しました。

このほか、原子力規制委員会では、原子力施設近傍に原子力規制事務所（全22か所）を設置し、原子力保安検査官等を配置しています。平成26年度に引き続き、現地駐在の原子力保安検査官を中心に、実用発

電用原子炉を対象として定期的に保安検査を実施したほか、施設の形態を踏まえた、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行いました。また、発電用原子炉施設においては、発電用原子炉設置者が行う安全確保上重要な行為等に対する保安検査等を実施しました。

#### イ 核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査・検査の実施

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成25年12月に新規規制基準を施行した後、平成27年度までに9事業者から20施設の事業変更許可申請等が提出されました。これらの申請について、原子力規制委員会において了承された方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っています。

具体的には、再処理施設（日本原燃株式会社再処理事業所）及びMOX燃料加工施設（日本原燃株式会社再処理事業所）については、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、ウラン燃料加工施設（日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所等）及び試験研究用等原子炉施設のうち中高出力炉等（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構JRR-3等）については、原子力規制庁が原則として行う審査会合を平成27年度に計55回開催し、厳正かつ適切に審査を進めています。

これらの審査に当たっては、事業者側の法令解釈等に関する不明点等について行政相談を実施しました。

このほか、原子力規制事務所の原子力保安検査官を中心に、核燃料施設等を対象として、保安検査を定期的に実施したほか、施設の形態を踏まえた、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行いました。

#### ウ 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第62条の3では、原子力事業者等に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故・故障等（以下「法令報告事象」という。）が生じたときには、原子力規制委員会への報告を義務付けています。

平成27年度においては、研究開発段階にある原子炉及び再処理施設においてそれぞれ1件ずつ、実用発電用原子炉において2件の法令報告事象が発生しました。原子力規制委員会は、これらの法令報告事象のうち、研究開発段階にある原子炉及び再処理施設において発生した事象について、事業者から提出された原因と対策に係る報告書を精査し、その再発防止策が妥当なものであるとの評価を行いました。また、実用発電用原子炉において発生した2件の事象については、事業者から報告を受けたところであり、今後、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、厳格に確認していきます。

このほか、個別トラブル等のうち、中部電力浜岡原子力発電所5号炉の海水流入事象については、平成27年12月15日、事業者から報告書を受領し、ヒアリングを実施するなど適切に対応しています。また、東京電力柏崎刈羽原子力発電所等で確認された不適切なケーブル敷設事案については、平成28年1月29日に東京電力株式会社の報告書を受領し、平成28年2月10日の原子力規制委員会において、当該報告の概要並びに当該報告に対する原子力規制庁の評価及び今後の対応方針について原子力規制庁から原子力規制委員会が報告を受けました。

#### エ 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施

運転期間延長認可制度は、発電用原子炉を運転することができる期間が運転開始から40年であるのに対し、20年を上限として1回に限り延長することを認める制度であり、延長しようとする期間において要求事項を満足することを求めています。平成27年度に1事業者から2原子力発電所3プラントの申請が提出されました。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき審査を行っているところであり、平成27年度においては審査会合を計5回開催し、厳正かつ適切に審査を進めています。

高経年化対策制度は、運転開始後30年を経過する発電用原子炉施設について、以降10年ごとに機器・構造物の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を義務付け、これを保安規定認可に係らしめる制度です。平成27年度までに、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントとして6事業

者から8原子力発電所10プラント、運転を前提とした評価を行っているプラントとして2事業者から3原子力発電所7プラントの申請がありました。これらの申請について、厳正かつ適切に審査を行った結果、平成27年度において、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っている5プラント、運転を前提とした評価を行っている4プラントについて、高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可しました。

#### オ 敷地内破砕帯の活動性の評価

旧原子力安全・保安院での検討において発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する有識者会合を開催し、現地調査と評価を実施しています。

平成27年度においては、平成26年度までに評価が終了している関西電力大飯発電所、日本原子力発電敦賀発電所及び東北電力東通原子力発電所に続き、平成27年9月30日の原子力規制委員会において、関西電力美浜発電所について、有識者会合における評価結果の報告を受けました。

さらに、他の二つの発電所（北陸電力志賀原子力発電所及び日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ）について、現地調査、評価会合等を実施しています。

なお、原子力規制委員会に報告された評価結果については重要な知見の一つとして参考としつつ、新規制基準適合性に係る原子力規制委員会としての判断は、新規制基準適合性審査において行うこととしています。

#### カ 火山活動のモニタリングに係る検討

原子力施設における火山活動のモニタリングに関して、巨大噴火の可能性につながる異常が検知された場合に、原子力規制委員会として原子炉の停止を求めるなどの対応を行う必要があります。このため、原子力規制委員会は、巨大噴火に関連した火山学上の知見の整理を行うべく、平成27年度において、2回の検討チーム会合を開催しました。

その後、平成27年8月26日の原子力規制委員会において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言取りまとめ」について報告を受けました。この提言を踏まえ、平成27年12月16日の原子力規制委員会において、原子力規制委員会における火山モニタリングに係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について、原子炉安全専門審査会の新たな調査審議事項とすることを決定しました。また、第7回原子炉安全専門審査会（平成28年3月25日）において、当該調査審議のため原子炉安全専門審査会に原子炉火山部会を設置することを決定しました。

#### キ もんじゅへの対応

もんじゅについては、原子力規制委員会発足以降も、保守管理等の不備に係る種々に問題が次々と発覚していたことなどがあったため、原子力規制委員会は、平成27年10月21日、文部科学省からもんじゅの運営主体の認識及び評価に関する説明を聴取し、同年11月2日には、もんじゅの設置者である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から保守管理不備問題への対応状況に関する説明を聴取しました。

そして、平成27年11月13日の原子力規制委員会において、これまでのもんじゅに関する一連の経緯と問題点を踏まえ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構はもんじゅの出力運転を安全に行う主体として必要な資質を有していないと判断し、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）第4条第2項の規定に基づき、文部科学大臣に対し、以下のとおり勧告を行いました。

### 勧告文（平成27年11月13日原規規発第1511131号）（抜粋）

次の事項について検討の上、おおむね半年を目途として、これらについて講ずる措置の内容を示されたい。

- 一 機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること。
- 二 もんじゅの出力運転を安全に行う能力を有する者を具体的に特定することが困難であるならば、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと。

### ク 審査結果等の丁寧な説明

立地自治体、地域住民等に対し、新規制基準適合性審査の結果について丁寧な説明を行うべく、高浜発電所3号炉及び4号炉の原子炉設置変更許可の審査結果について、立地自治体である福井県が設置した専門委員会等の場において原子力規制庁職員が説明するとともに、隣接する京都府内の7市町で開催された住民説明会等においても説明を行いました。また、平成27年7月15日の伊方発電所3号炉の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である愛媛県及び伊方町が設置した専門委員会等の場において、審査結果について原子力規制庁職員が説明するとともに、愛媛県内の6市で開催された住民説明会等においても説明を行いました。

審査結果の説明に当たっては、一般の方々が理解しやすいように絵や写真を用いた審査結果の概要資料を作成し説明を行うとともに、当該資料を原子力規制委員会のウェブサイトにおいて公表しました。

### ケ 放射線障害防止法に係る制度整備等

IRRSの自己評価書作成の過程で浮き彫りにされた課題のうち、日本国内の放射性同位元素等の取扱施設の緊急時対応体制について、IAEAが緊急時の準備と対応について要求している事項が国内でどの程度実施可能か検討するため、国内及び海外の実態調査を行いました。

また、原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）（昭和32年法律第167号）に基づき、許可使用者等について、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っています。平成27年度において、放射性同位元素等の使用について厳正かつ適切に審査を行い、新規に51件の許可を行うとともに、354件の立入検査を厳正かつ適切に行いました（平成25年4月1日に放射性同位元素の使用等に係る事務が原子力規制委員会へ移管されてからこれまでに、放射性同位元素等の使用について新規に125件の許可を行うとともに、895件の立入検査を行っています）。

### (3) 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

安全性と核セキュリティの双方の措置の調和を図ることについては、「核セキュリティ文化に関する行動指針」と「原子力安全文化に関する宣言」において明記し、原子力規制委員会の組織理念の下、全ての職員の責務として位置付けました。これを踏まえ、安全性と核セキュリティの両立のため、核物質防護情報の管理、設置変更許可申請に対する審査の進め方等について効率的な連携を行いました。

## 3 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

### (1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示しました。その後、措置を講ずべ

き事項に基づき策定した、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）」の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月14日にこれを認可しました。平成27年度において、作業の進捗状況に応じ、計42件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況に関しては、現地に駐在する原子力保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査、使用前検査、溶接検査等により、東京電力株式会社の取組を監視しています。

また、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、平成27年2月18日の原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成27年2月版）」を策定しました。その後、当該マップの策定から約半年が経過し、いくつかの目標が達成されたことなどの進捗状況を踏まえ、平成27年8月5日の原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成27年8月版）」へ改定を行いました。

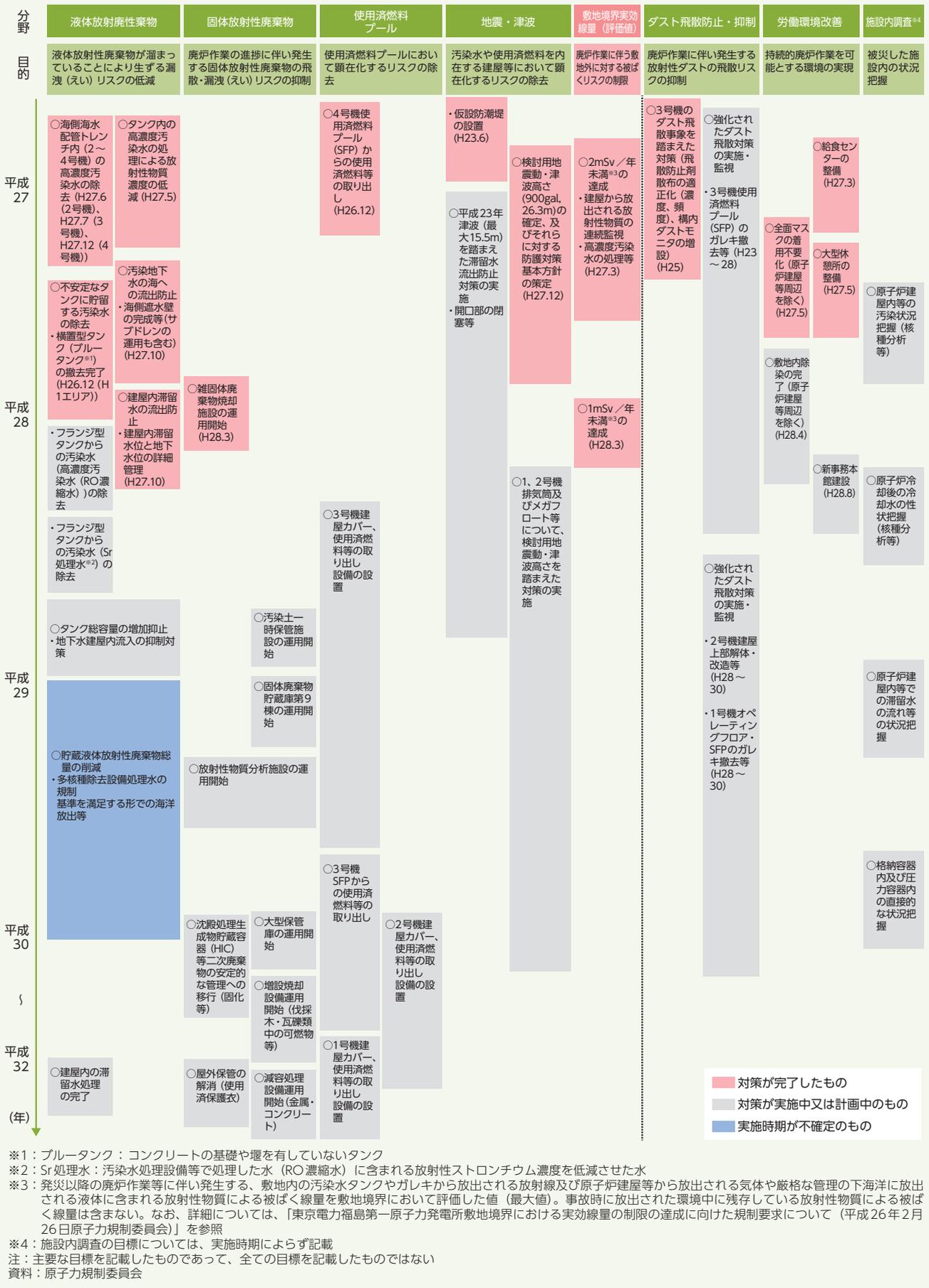
さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、平成28年2月3日の原子力規制委員会において、平成27年8月以降の進捗状況、廃炉作業の状況等を踏まえ、当該マップの改定について議論を行いました。

その後、特定原子力施設監視・評価検討会等における議論等を踏まえ、平成28年3月2日の原子力規制委員会において、「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成28年3月版）」（図6-9-1）へ改定を行いました。

このほか、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が進捗するに従って、放射性廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となったことを踏まえ、平成27年10月28日の原子力規制委員会において、特定原子力施設監視・評価検討会の体制を見直すとともに、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を開催することを決定しました。

また、平成27年度における、東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象は2件でした。この2件の事象については、事業者から提出された原因と対策に係る報告書を精査し、その再発防止策が妥当なものであるとの評価を行いました。

図 6-9-1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ (平成 28 年 3 月版)



## (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、平成26年10月8日の原子力規制委員会において中間報告書を取りまとめました。平成27年度においては、国会事故調等の指摘事項以外の検討項目を抽出するため、原子力規制庁において東京電力株式会社による調査の進捗状況を確認するなどの取組を行いました。また、OECD/NEAによる調査研究活動等に参加しました。

## (3) 放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会では、政府が定めた「総合モニタリング計画（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成27年4月1日改定）」に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係るモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週、公表しています。平成27年5月及び同年11月には、平成26年11月に続き、IAEA環境研究所の専門家等が来日し、関係省庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水、海底土及び水産物を採取し、日本のデータの信頼性が高いことを確認しました。平成28年2月10日の原子力規制委員会においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、約5年間のモニタリング結果を整理し、今後のモニタリングの見直しの方向性について議論を行いました。

## 4 原子力規制等に関する技術・人材の基盤の構築

### (1) 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

#### ア 規制基準の継続的改善

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関が定める規制基準を含む海外の規制動向を踏まえて、平成25年7月に発電用原子炉施設、同年12月に再処理施設の新規制基準等を施行しました。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む）については最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしています。

平成27年度においては、特定重大事故等対処施設等に係る経過措置規定について、その設置義務の適正かつ円滑な履行を確保するため、必要な見直しを行いました。

また、原子力規制委員会は、性能水準を満たす詳細仕様に関し、あらかじめ技術評価を行った上で、一般社団法人日本原子力学会、一般社団法人日本機械学会及び一般社団法人日本電気協会等の民間規格を活用することとしています。平成27年度においては、日本電気協会が策定した「原子炉構造材の監視試験方法[2013年追補版]」について、平成27年10月7日に技術評価書を取りまとめ、技術基準規則解釈の一部改正を行いました。

#### イ 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

廃炉等に伴う放射性廃棄物の埋設に係る規制に関して、平成27年度において、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームを8回開催し、「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について（案）」を策定するなど、規制の基本的考え方について審議し、検討を進めました。

### (2) 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

#### ア 安全研究の推進

原子力規制委員会が、その業務を的確に実施していくためには、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実現し、科学的・技術的知見を蓄積していくことが不可欠です。

原子力規制委員会は、これまでの安全研究の進捗等を踏まえ、平成27年度以降に実施すべき研究分野を見直すこととし、平成27年4月22日に「原子力規制委員会における安全研究について－平成27年度版－」

を策定し、これに基づき9研究分野37件の安全研究プロジェクトを実施しました。安全研究の成果として、平成27年度においては、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎、実験データ等を取りまとめた4件の「NRA技術報告」を公表するとともに、13件の論文投稿、33件の学会発表を行いました。

また、平成27年7月8日の原子力規制委員会において、平成26年度に実施した安全研究プロジェクトの中間評価及び事後評価について了承するとともに、年次評価について報告を受けました。

#### イ 国内外のトラブル情報の収集・分析

安全研究の実施のほかにも、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、国内への対応について技術情報検討会、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会において審議を行い、その結果について原子力規制委員会において報告を受けました。

#### (3) 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

実効ある規制事務を遂行するためには、原子力規制委員会の高度な専門的・技術的判断を支える専門性を有する人材を確保するとともに、その専門性の更なる向上に継続的に取り組んでいくことが不可欠です。

#### ア 人材の確保

実務経験者の確保については、積極的に募集を行い、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を担当する技術系職員等を採用しました。

また、若手職員の採用については、原子力規制庁独自の採用試験である原子力工学系採用試験も活用し、採用活動を行いました。

#### イ 研修体系等の整備

職員の専門性の向上のために、平成26年度に引き続き、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大枠を明確にした「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針（平成26年6月25日原子力規制委員会決定）」等に基づき、職員が担当業務の遂行上必要な力量（知識及び技能）を計画的に修得できる仕組みの構築の整備、知識管理・技術伝承の取組の推進等に取り組みました。また、研修体系の見直しについては、検査官等が受講すべき研修やOJT等の見直しを行いました。平成26年度補正予算にて発電炉の研修用プラントシミュレータを開発・整備し、これを用いた研修を開始しました。また、平成27年度補正予算を措置し、より実践的な訓練が可能となる設備の付加、改良型沸騰水型発電用原子炉等の炉型の追加の開発・整備に着手したところです。

#### ウ ノーリターンルールの運用方針明確化

原子力規制委員会の職員の原子力利用を推進する行政組織への直接の配置転換については、平成26年度に引き続き、原子力規制委員会設置法附則の規定を厳格に運用しています。この運用に関しては、平成27年9月30日の原子力規制委員会において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、この方針に基づき適切に人事異動を行うこととしました。

## 5 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

### (1) 核セキュリティ対策の強化

#### ア 核セキュリティ上の課題への対応

核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、平成25年7月より、核セキュリティに関する検討会において、個人の信頼性確認制度、輸送時の核セキュリティ対策並びに放射線物質及び関連施設に係る

核セキュリティといった個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行っています。個人の信頼性確認制度の導入に関しては、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行い、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった個人の信頼性確認制度の方向性について報告書を取りまとめ、平成27年10月の原子力規制委員会において、個人の信頼性確認制度の詳細な制度設計に入ることを決定しました。

また、平成26年度に受け入れた、IAEAの国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）のミッションにおける報告書の勧告事項や助言事項について、関係省庁と協議しつつ、継続的な改善の一環として措置を講じています。

さらに、原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する取組についても、平成26年度に引き続き、職員に対する研修等を通じて取り組んでいます。

## イ 核物質防護検査等の実施

原子力規制委員会では、特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査を行っています。平成27年度において、核物質防護規定の変更の認可を37件、核物質防護規定の遵守状況の検査を59件実施し、核物質防護規定の遵守状況の検査においては事業者における核セキュリティ文化醸成や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に行いました。

### (2) 保障措置の着実な実施

原子力規制委員会は、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、我が国の核物質が核兵器等に転用されていないことの確認をIAEAから受けるため、原子力施設や大学等が保有する全ての核物質の在庫量等を取りまとめてIAEAに報告し、その報告内容が正確かつ完全であることをIAEAが現場で確認するための査察等への対応を行いました。これらの活動を通じて国際社会における我が国の原子力の平和的利用への信用の維持に努めています。なお、東京電力福島第一原子力発電所においても、平成26年度に引き続き、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動を行っています。

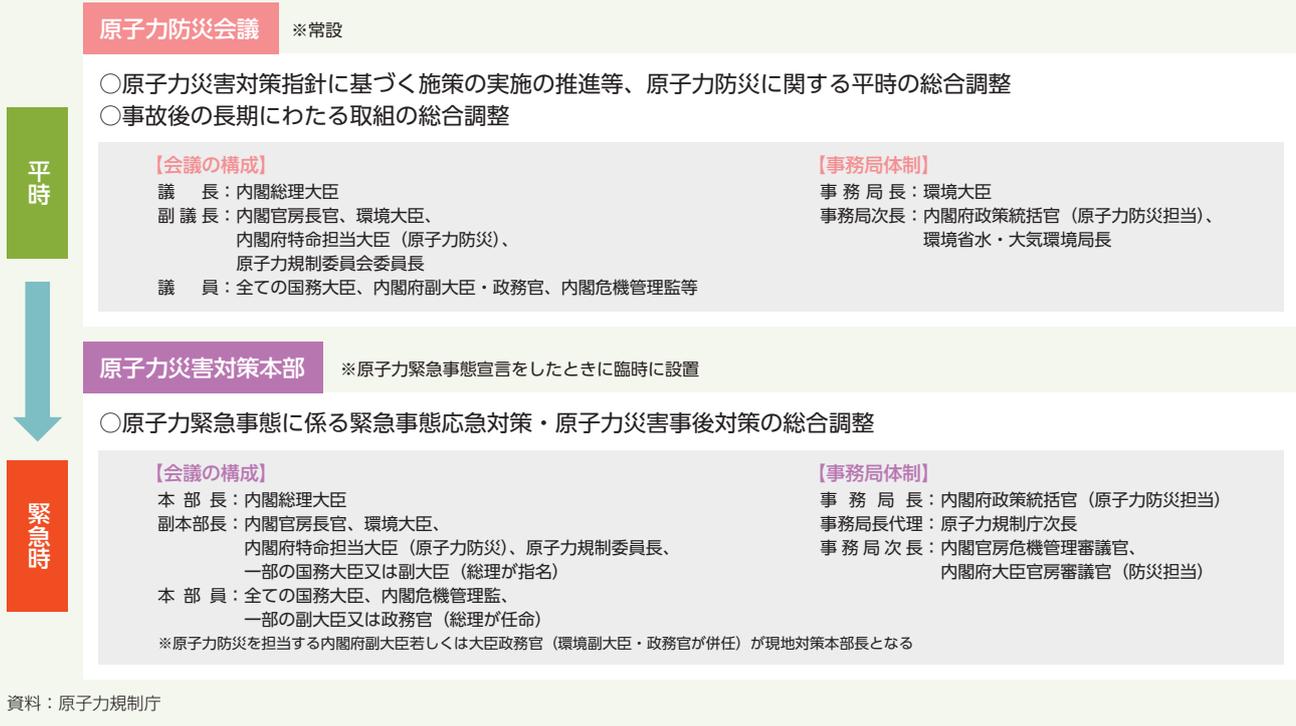
また、平成27年6月19日にIAEAより公表された「2014年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、平成16年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされています。

## 6 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

### (1) 原子力災害対策に係る取組

平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築されました。平成26年度には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が新しく発足し、現在の原子力災害対策に係る政府の体制については、図6-9-2のとおりとなっています。

図6-9-2 原子力防災体制



また、原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされています。このため、原子力規制委員会においては、平成24年10月31日に同指針を策定し、平成24年度に1度、平成25年度に2度の改正を行いました。平成27年4月22日には、東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準、予測的手法の記載の削除や、緊急時モニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みの整備について検討を行い、同指針を改正しました。また、平成27年8月26日には、原子力災害に対応する医療機関や国、立地道府県等及び事業者の役割、原子力災害時医療に関係する者に対する研修・訓練等、原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具体化について、同指針に反映しました。

あわせて、原子力災害時医療体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する施設要件を定め、高度被ばく医療支援センターとして国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の5施設、原子力災害医療・総合支援センターとして国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の4施設を同日付けで指定しました。

このほか、平成28年3月29日、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、核燃料施設等に係る原子力災害対策の在り方に関する検討を開始しました。

## (2) 放射線モニタリングの充実

### ア 緊急時モニタリング体制の充実・強化

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うために、平成27年7月には、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図りました。また、原子力規制庁において、緊急時モニタリングに関する詳細な事項について取りまとめている「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を平成27

年4月22日及び8月26日に改訂し、公表しました。さらに、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成27年6月から運用を開始しました。

## イ 全国的环境中の放射線等の測定

平成26年度に引き続き、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境放射能水準を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域（全16海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）が実施する放射能調査等の支援を行いました。

なお、平成28年1月6日の北朝鮮による核実験を実施したとの発表等を受け、同日付の放射能対策連絡会議申合せに基づき、我が国の放射能影響を把握するため、都道府県等関係機関の協力を得て、モニタリングを強化し、その結果を公表しました。

## (3) 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

### ア 緊急時対応能力の強化

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、原子力災害対策指針、各種計画等の改正結果を踏まえて、原子力規制委員会防災業務計画、初動対応マニュアル、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル及び原子力規制委員会国民保護計画を修正等するとともに、業務継続計画に基づく初動対応訓練を実施し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための危機管理体制の基盤整備に努めました。

また、原子力災害対策マニュアル、NBC（核・生物・化学）テロ現地連携モデル、防災基本計画、国民保護に関する基本指針の修正等に協力するとともに、各種訓練に参加し、政府全体の緊急時対応の円滑かつ的確な実施に寄与しました。

このほか、平成26年度に引き続き、実務研修及び防災携帯の整備（機種更新及びアドレス帳更新）等を通じて、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上に努めました。

さらに、平成27年11月8日、11月9日に、伊方発電所を対象として、国、地方公共団体、原子力事業者の合同で、原子力災害対策特別措置法に基づく平成27年度原子力総合防災訓練が実施され、内閣府政策統括官（原子力防災担当）と原子力規制委員会との連携を含め、複合災害時の各関係機関における防災体制の確認や「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性の検証等を行いました。

また、平成26年度に引き続き、原子力規制庁として原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）と原子力施設事態即応センターとのより幅広い情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図っています。

### イ 事業者防災の強化

事業者における危機管理に係る取組としては、原子力災害対策特別措置法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っています。平成27年度の報告会においては、平成26年度の報告会で抽出された共通の課題等に基づいて原子力規制庁が策定した評価指標（案）を用いて、試行的な評価を行った結果等について意見交換を行い、これまでの訓練実績の積み重ねにより、訓練内容が着実に高度化してきていることを確認しました。